

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」(第 35 回)

2025 年 1 月 16 日 (木)
13 時 00 分～

次 第

- 「社債の取引情報の報告・発表制度」に関する定期検証について

以 上



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料

「社債の取引情報の報告・発表制度」 に関する定期検証（2024年度）

2025年1月16日
日本証券業協会

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大）	・・・P. 2
2. 発表対象基準拡大に係る対応方針案について	・・・P. 7
3. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）	・・・P. 8
参考資料	・・・P.13

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大）

発表対象基準について【アンケート問 1 ～ 3】

社債の取引情報発表制度におけるA格相当銘柄の発表対象基準拡大について

【現行の発表対象】

発表対象の社債は、次のいずれかに該当するものとする。

① 当該社債の銘柄格付がA A格相当以上であるもの

② 当該社債の銘柄格付がA格相当（A マイナス相当を除く。）で、発行額が500億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が20年以上のものを除く。）

発表対象基準について【アンケート問 1】

	発行額	格付	劣後・残存20年
現行発表対象	500億円以上	A+格、Aフラット格	対象外
拡大案 ①（問 1）	300億円以上	A+格、Aフラット格	対象外

1. 反対コメントなし

2. 直ちに拡大すべきではない
- : 18社

: 0社

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大）

発表対象基準について【アンケート問2】

	発行額	格付	劣後・残存20年
現行発表対象	500億円以上	A+格、Aフラット格	対象外
拡大案②（問2）	300億円以上	A+格、Aフラット格、 A-格	対象外

- 1. 直ちに拡大すべき : 14社
- 2. 引き続き影響を注視すべき（直ちに拡大すべきではない） : 2社
- 3. その他・未回答 : 2社

（主なご意見）

回答	主なご意見の内容
1. 直ちに拡大すべき 【14社】	➤ 日銀の金融政策変更による市場の混乱は生じておらず、とくに延期する理由が見当たらないため、対象拡大が妥当と考えられる。（A社） ➤ 日銀の金融政策が正常化方向に前進しつつある中においても、A-格の取引量推移は前回会合開催時点と比較して特段大きな変化は確認されていないため、引き続き粛々と発表対象銘柄を拡大していく方針で議論を進めるべき。（F社） ➤ 取引状況等のデータを確認すると、Aフラット格以上とA-格との間に大きな差が感じられず、拡大しても問題ないのではないか。（L社） ➤ 投資家からも肯定的な意見が寄せられており、発表対象拡大に支障ないのではないか。（B社）

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大）

発表対象基準について【アンケート問2】（続き）

（主なご意見）

回答	主なご意見の内容
2. 引き続き影響を注視すべき 【2社】	➤ Aー格は、Aフラット格以上と比較して流動性が劣るため、価格の情報価値・信頼性が十分に担保されていないと考えられるのではないか。（J社） ➤ 発表対象を拡大したことにより、市場の流動性や取引量が明確に改善されたという検証が不十分と考えている。また、クレジットの悪化局面では、低格付銘柄になる程、売りの取引情報開示がセンチメントの悪化を助長し、逆に流動性の低下につながる可能性が極めて高い。（M社）
拡大すべきと考えられる時期	➤ 発行量、流通量がAフラット格以上と比較して遜色ない水準に到達した時。（J社） ➤ 発表対象を拡大したことにより、市場の流動性や取引量が明確に改善されたという検証をしっかりとやるべき。低格付債やハイイールド債を売買できる市場参加者が少ないため、市場参加者が多くなってから拡大すべき。また、発表対象を拡大したことにより市場の流動性や取引量が低下していないことを検証した後で拡大すべき。（M社）
3. その他 【2社】	➤ 平時における社債市場の流動性は安定しており、Aー格まで発表対象を拡大することへの懸念は大きくはない。しかし、引き続き金融緩和政策の転換点にあり、社債市場では投資家の選好する年限・格付に変化がみられるなか、相対的に投資家需要の低い格付や年限の社債については、市場混乱時に需給が大きく悪化して値動きは不安定になるため、金融市場が不安定な際には市場参加者が混乱する材料になる恐れがあるのではないか。（G社）

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大）

発表対象基準について【アンケート問3】

	発行額	格付	劣後・残存20年
現行発表対象	500億円以上	A+格、Aフット格	対象外
拡大案③（問3）	300億円以上	A+格、Aフット格、 A-格	対象

- 1. 直ちに拡大すべき : 10社
- 2. 引き続き影響を注視すべき（直ちに拡大すべきではない） : 6社
- 3. その他・未回答 : 2社

（主なご意見）

回答	主なご意見の内容
1. 直ちに拡大すべき 【10社】	➤ A格銘柄の劣後債や残存年数20年以上の超長期債は、日銀の金融政策が正常化方向に前進しつつある中、A格銘柄の取引量推移を見ても前回会合開催時点と比較して特段大きな変化は確認されていない。規制が必要になるほど流動性に問題があるとは指摘し難いと考えられ、粛々と発表対象銘柄を拡大する方針で議論を進めるべき。（F社） ➤ 価格変動の大きさや投資家層が限られていることが懸念点として指摘されているが、発表対象拡大による流動性向上及び取引の活性化が期待されるため、発表対象を拡大することによって、これらの懸念が解消される方向に向かうのではないかと。（A社） ➤ 社債市場の価格の透明性を高めるためにも、取引量の推移が安定しているのであれば拡大すべきではないかと。（K社） ➤ 劣後債については、市場においてイベントの発生もしくは懸念による影響を未確認であり、拡大を先送りすることも容認できると考えられるが、残存年数20年以上の社債については、他の発表対象銘柄と区別する理由が考え難いのではないかと。（L社）

1. 定期検証アンケート結果について（発表対象基準拡大）

発表対象基準について【アンケート問3】（続き）

（主なご意見）

回答	主なご意見の内容
2. 引き続き影響を注視すべき 【6社】	➤ 金融緩和政策の転換点を迎え、社債市場では投資家の選好する年限・格付に変化が見られ、発行市場にも変化がみられており、投資家需要の低い格付や年限の社債の流動性は不安定な状況が続いている。金融市場が不安定な際にはそうした社債の需給は悪化しやすく価格の振れが大きくなりやすく、特に劣後債や超長期債の投資家層は相対的に減少するため、まずはA－格まで対象を広げた際の市場に与える影響が軽微であることを確認した後に検討すべき。（G社） ➤ 特に劣後債や残存20年以上の銘柄については、価格のビッド/アスク差も大きく、特定の銘柄の大幅な社債価格の下落が他の銘柄価格の下落にも影響し得ること等を考慮すると、現段階では発表対象としないの方が社債市場の拡大に寄与するのではないかと。（M社、O社） ➤ 当WGでは「全銘柄の取引の公表」を最終的なゴールとしているが、投資家アンケートの結果を見ると、対象範囲を拡大するにつれて流動性への悪影響を指摘する声が増加している。価格変動の大きい銘柄については、価格の公表が逆に取引コストの増加やボラティリティの高まりを助長してしまう場合があるため、劣後債や超長期債については拡大すべきではない。（B社、E社） ➤ 劣後債・残存年数20年以上の銘柄は、シニア債・残存年数20年未満の銘柄と比較して流動性が劣り、価格の情報価値・信頼性が十分に担保されていないと考えられるため。（J社）
拡大すべきと考えられる時期	➤ 拡大案②についての影響を見た上で更なる拡大を行うべきかを検討すべき。（E社、G社） ➤ 投資家の理解を得て反対意見が減るまで様子を見るべき。（B社） ➤ 劣後債や残存20年以上の銘柄について多くの投資家が売買される環境を確認してから拡大すべき。（J社、M社、O社）
3. その他	➤ 市場への影響などを含め、証券会社等直接市場参加者の意見を踏まえ検討すべき。（Q社）

2. 発表対象基準拡大に係る対応方針案について

【アンケート結果を踏まえた対応方針案について】

	発行額	格付	劣後・残存20年
現行発表対象	500億円以上	A+格、A7ラット格	対象外
拡大案①（問1）	300億円以上	A+格、A7ラット格	対象外
拡大案②（問2）	300億円以上	A+格、A7ラット格、 A-格	対象外
拡大案③（問3）	300億円以上	A+格、A7ラット格、 A-格	対象

- ◆ 発行額と格付に係る発表対象基準の緩和（拡大案①・②）を進めることについては多数の賛同が得られた。一方、劣後特約付・残存年数20年以上の社債（拡大案③）については、特に投資家の選好する年限・格付の変化から、投資家需要の低い格付や年限の社債の流動性は不安定な状況が続いている現状においては、価格のボラティリティが高まりやすく、実態と乖離した取引価格が公表されることにより市場への悪影響が増幅される恐れがあること、又、投資家層が偏っているため取引主体が特定されやすいこと等の理由から、引き続き影響を注視すべきという意見も多く見られた。
- ◆ また、大口投資家向けアンケート調査の結果（参考3）においても、拡大案①・②を進めることについては多数の賛同を得られたが、拡大案③については反対意見が複数寄せられている。
- ◆ ついては、今回の定期検証の結果を踏まえ、**拡大案②のとおり発表対象基準の拡大を進めることとし、拡大後において社債市場への影響がないことが確認でき次第、劣後特約付・残存年数20年以上の社債についても拡大を検討してはどうか。**
- ◆ なお、拡大案③について、残存年数20年以上の社債のみであれば拡大しても問題ないのではないか、という意見もあったが対象の社債は劣後特約付社債が多く、残存年数20年以上の要件のみを拡大しても実質的な拡大効果は限定的と考えられる。このため、費用対効果の観点から、劣後特約・残存年数20年以上については同時に拡大することが望ましいと考える。

3. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

3. その他の制度改善案について【アンケート問4】

（主なご意見）

見直しの内容	理由・ご意見
ISINコードを使用した発表	➤ ISINコードの管理のしやすさから、銘柄コードをISINコードに変更、もしくは並列して公表していただきたい。（O社）

【対応案】

- ◆ 証券コード協議会に確認したところ、同協議会においては一覧性のあるデータ形式でのISINコードの提供は有償であり、日証協が一覧性のあるデータ形式により無償でISINコードを含む情報を発表することは、有償頒布との整合性から認められないとの回答がありました。
- ◆ 今般、改めて同協議会に確認いたしましたが、これまでと状況は変わっていないため、取引情報にISINコードをつけて公表することは認められないとのことでした。
- ◆ 一方、本要望については中長期的な課題としてご検討いただけるとのことでしたので、引き続き同協議会と協議してまいります。

3. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

3. その他の制度改善案について【アンケート問4】

（主なご意見）

見直しの内容	理由・ご意見
発表事項（取引数量）の細分化	➤ 直ちに見直しを求めるものではありませんが、市場の透明性の観点から機が熟せば、前向きに検討すべきものと考えます。ただし、今回、前記の発表対象の拡大が実施されるのであれば、見送りとしていただいて異存はありません。（R社）

【対応案】

- ◆ 「取引数量の細分化」については、細分化により取引の特定につながるデメリットに比して、細分化により得られるメリットが小さいとの指摘があり、2017年の定期検証以降、毎回見送っております。
- ◆ 市場データを踏まえると、その取引量に大きな変化がないため取引の特定につながりかねないといった懸念は払しょくできず、また、本件に関する他の委員からのニーズも確認できませんでしたので、検討を見送ることとしてはどうかと考えております。

3. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

3. その他の制度改善案について【アンケート問4】

（主なご意見）

見直しの内容	理由・ご意見
リアルタイムでの取引内容の公表	➤ 新発債を発行する際、システム上リアルタイムでマーケット情報を入手できないことから、直近の起債実績をベースに設定せざるを得ない状況となっている。この点、社債市場の流動性の低さの一因であると考えられるため、上述の発表対象の拡大と共に、リアルタイムで透明性の高い取引内容を確認できる仕組みの導入について今後議論を行うべきと思料する。（P社）

【対応案】

- ◆ 公表のタイミングについては、市場が公表された取引価格を織り込むには一定の時間を要するとの指摘等があったことから、社債懇報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」（2012年7月30日）では、社債市場の流動性への影響を鑑みて当面の措置として現行の翌日公表とすることとされております。
- ◆ 昨年度の定期検証においても同様の見直し提案をいただいておりますが、また、リアルタイムでの公表を行うためのシステム改修を伴うオペレーション等の変更による過大な負担に対して、本提案に係る他の委員からの強いニーズも確認できず、検討を見送ることとしております。
- ◆ 本WGでは、まずは発表対象基準の拡大について検討を進めることが優先課題と考えられますが、本提案について他の委員からも強いニーズが確認できない限りは、引き続き検討を見送ることとしてはどうかと考えております。

3. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

3. その他の制度改善案について【アンケート問4】

（主なご意見）

見直しの内容	理由・ご意見
発表事項（取引時刻）の追加	➤ 直ちに見直しを求めるものではありませんが、市場の透明性の観点から機が熟せば、前向きに検討すべきものと考えます。ただし、今回、前記の発表対象の拡大が実施されるのであれば、見送りとしていただいて異存はありません。（R社）

【対応案】

- ◆ 「取引時刻」（約定時刻）については、現在は決済照合システムの必須入力事項となっておらず、これを報告事項に追加するためには、社債取引を行う全ての証券会社、また、(株)証券保管振替機構においてシステム改修及びオペレーションの変更が必要になるものと考えています。
- ◆ 一方で、現行制度上、取引情報について、一日分の取引をまとめて報告日の翌日に発表するため、即時性の観点からは「取引時刻」（約定時刻）を報告・発表事項に追加する重要性はそこまで高くないと考えられます。
- ◆ 寄せられた意見からは、上記のコストを上回るメリットや強いニーズ等があるとは必ずしも読み取れないことから、検討を見送ることとしてはどうかと考えております。

3. 定期検証アンケート結果について（その他の事項）

4. 最近の社債市場の動向や本制度が市場に与える影響について【アンケート問5】

ご意見の概要

- 社債の取引情報発表制度によって売買参考統計値などの価格情報が市場実勢に近づき、価格情報にもプラスの効果があったと考えている。（A社）
- 売買参考統計値と実際の取引水準のギャップが縮小する方向に進めば、本邦社債市場の流動性（健全性）は一層高まるものと思われる。売買参考統計値の一層の精緻化を図る等の証券会社に対する売買参考統計値の信頼性向上・一層の精緻化に向けた取組みについても一歩踏み込んだ議論を期待したい。（C社、F社）
- 金融政策の変更を見据えた金利水準の変化によって、社債市場の投資家は低金利を前提とした考え方が変わり、年限や格付等、投資対象の変化が促されており、長い目で見ると投資家層の変容が見られる時期に差し掛かった可能性があり、その場合、社債の流動性は緩和期と比べて不安定になりやすいだろう。流動性は曖昧な表現ではあるが、例えば日本銀行から2024年5月に発表された「社債市場の機能度指標」は取引量に加えて、社債流通スプレッドや取引時の金利目線のばらつきを含めた様々な指標から集計されているため、今後の検討の参考指標になると考えている。（G社）
- 社債市場の流動性を高めるためには発行サイズの拡大も重要な一因であると考えているが、未だに銘柄数ベースでは100億円程度の発行サイズがボリュームとなっている為、システム事由以外の観点から拡大に寄与する議論を行うべきと思料する。（P社）

(参考) 格付別のA格銘柄の取引量について

【格付別の取引件数・取引数量】 (2023年1月～12月)

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
A格すべて	1,627銘柄	18,605件	4兆9,318億円	0.045件	1,179万円
(A+格)	(713銘柄)	(6,240件)	(1兆6,607億円)	(0.029件)	(871万円)
(Aフラット格)	(563銘柄)	(7,311件)	(1兆9,037億円)	(0.033件)	(1,454万円)
(A-格)	(351銘柄)	(5,054件)	(1兆3,674億円)	(0.052件)	(1,398万円)

※銘柄数は2023年12月時点

【格付別の取引件数・取引数量】 (2024年1月～9月)

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
A格すべて	1,657銘柄	14,122件	4兆2,796億円	0.047件	1,428万円
(A+格)	(751銘柄)	(4,377件)	(1兆2,088億円)	(0.034件)	(943万円)
(Aフラット格)	(565銘柄)	(6,211件)	(2兆1,221億円)	(0.058件)	(1,993万円)
(A-格)	(341銘柄)	(3,534件)	(9,487億円)	(0.054件)	(1,453万円)

※銘柄数は2024年9月時点

(参考) 発行額別のA格銘柄の取引量について

【A格銘柄の取引件数・取引数量】 (2023年1月～12月)

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
1,000億円以上	66銘柄	4,570件	1兆4,138億円	0.261件	8,078万円
500～999億円	92銘柄	3,739件	9,202億円	0.149件	3,658万円
300～499億円	153銘柄	3,490件	8,871億円	0.088件	2,226万円
200～299億円	209銘柄	2,064件	4,991億円	0.037件	895万円
100～199億円	884銘柄	4,154件	1兆 908億円	0.018件	1,481万円
100億円未満	223銘柄	588件	1,208億円	0.011件	228万円

※銘柄数は2023年12月時点

【A格銘柄の取引件数・取引数量】 (2024年1月～9月)

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
1,000億円以上	71銘柄	4,217件	1兆6,197億円	0.340件	1億2,888万円
500～999億円	105銘柄	2,075件	7,070億円	0.115件	3,904万円
300～499億円	154銘柄	2,302件	5,755億円	0.082件	2,066万円
200～299億円	211銘柄	1,580件	4,009億円	0.042件	1,052万円
100～199億円	863銘柄	3,512件	8,802億円	0.022件	559万円
100億円未満	253銘柄	436件	962億円	0.010件	218万円

※銘柄数は2024年9月時点

（参考）劣後特約・残存年数におけるA格銘柄の取引量について

【A格銘柄の取引件数・取引数量】（2023年1月～12月）

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
劣後または超長期債	167銘柄	6,221件	1兆8,104億円	0.112件	3,250万円
（劣後債）	（159銘柄）	（6,000件）	（1兆7,346億円）	（0.112件）	（3,219万円）
（超長期債）	（90銘柄）	（4,445件）	（1兆3,075億円）	（0.153件）	（4,477万円）
上記以外の銘柄	1,460銘柄	12,384件	3兆1,213億円	0.034件	861万円

※銘柄数は2023年12月時点

【A格銘柄の取引件数・取引数量】（2024年1月～9月）

	銘柄数	年間の合計取引量		1銘柄当たりの1日の平均取引量	
劣後または超長期債	188銘柄	5,669件	2兆 993億円	0.176件	6,447万円
（劣後債）	（180銘柄）	（5,655件）	（2兆 939億円）	（0.183件）	（6,733万円）
（超長期債）	（170銘柄）	（5,365件）	（1兆9,349億円）	（0.189件）	（6,762万円）
上記以外の銘柄	1,469銘柄	8,453件	2兆1,803億円	0.032件	818万円

※銘柄数は2024年9月時点

(参考) 2024年における各平均取引量について

【格付別の1銘柄当たりの1日の平均取引量】

	銘柄数	2024年1～3月		2024年4～6月		2024年7～9月	
A格すべて	1,657銘柄	0.048件	1,293万円	0.050件	1,579万円	0.044件	1,412万円
(A+格)	(751銘柄)	(0.035件)	(853万円)	(0.034件)	(948万円)	(0.034件)	(1,028万円)
(Aフラット格)	(565銘柄)	(0.057件)	(1,758万円)	(0.064件)	(2,155万円)	(0.055件)	(2,067万円)
(A-格)	(341銘柄)	(0.058件)	(1,406万円)	(0.059件)	(1,819万円)	(0.046件)	(1,135万円)

【発行額別の1銘柄当たりの1日の平均取引量】

	銘柄数	2024年1～3月		2024年4～6月		2024年7～9月	
1,000億円以上	71銘柄	0.374件	1億 643万円	0.360件	1億4,726万円	0.286件	1億3,297万円
500～999億円	105銘柄	0.122件	3,908万円	0.132件	5,030万円	0.091件	2,774万円
300～499億円	154銘柄	0.078件	2,233万円	0.090件	2,083万円	0.079件	1,883万円
200～299億円	211銘柄	0.042件	1,004万円	0.043件	1,071万円	0.040件	1,079万円
100～199億円	863銘柄	0.021件	502万円	0.023件	553万円	0.023件	6,201万円
100億円未満	253銘柄	0.013件	274万円	0.008件	157万円	0.009件	2,233万円

【劣後特約・残存年数別の1銘柄当たりの1日の平均取引量】

	銘柄数	2024年1～3月		2024年4～6月		2024年7～9月	
劣後または超長期債	188銘柄	0.168件	5,352万円	0.195件	7,280万円	0.164件	6,741万円
(劣後債)	(180銘柄)	(0.176件)	(5,614万円)	(0.203件)	(7,553万円)	(0.171件)	(7,032万円)
(超長期債)	(170銘柄)	(0.189件)	(6,042万円)	(0.212件)	(7,939万円)	(0.165件)	(6,305万円)
上記以外の銘柄	1,469銘柄	0.034件	826万円	0.033件	891万円	0.028件	736万円

社債の取引情報の発表制度の検討の背景・経緯

時期	検討の内容
2009年 7 月	「社債市場の活性化に関する懇談会（社債懇）」設置 国際的な金融危機を背景に我が国社債市場の活性化を図るため、社債懇（座長 福井俊彦キャノングローバル戦略研究所理事長）を設置した。
2010年 6 月	社債懇報告書「社債市場の活性化に向けて」公表 社債懇での議論の内容を取りまとめ、我が国社債市場が抱える課題を整理するとともに、今後の取組み方針を示した。社債の取引情報については、米国・英国の制度を参考に取組みを進める必要があるとされた。
2012年 7 月	社債懇部会報告「社債市場の活性化に向けた取組み」公表 「社債市場の活性化に向けて」にて提示された取組みについて、各部会での検討結果を取りまとめた。社債の取引情報については、社債の価格情報の透明性を高めて信頼性を確保することが重要であり、米国・EU・韓国等の取組みを参考に、 <u>社債の取引情報の報告を求め、公表する取組みを進めることが示された。</u> また、我が国社債の流通市場の現状を踏まえ、信用リスクが相対的に大きい企業の社債の流動性や市場参加者の売買動向等への影響に対する懸念から、社債の取引情報の公表に当たっては、公表対象銘柄、公表方法及び公表日に関して、段階的に公表を進めることとされた。
2013年 9 月	「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」設置 「社債の価格情報インフラの整備」等について実施に向けた必要な措置等の検討を行うため、同ワーキング・グループ（主査 野村修也 中央大学法科大学院教授）を設置した。
2015年11月	「社債の取引情報の報告・発表制度」開始 次頁のとおり社債の取引情報の報告・発表制度を開始した。また、制度開始以後も同制度が社債の流動性に与える影響等について定期的に検証を行い、必要に応じて制度見直しの検討を実施（詳細はP.22）している。

社債の取引情報の発表制度の概要

発表方法	日証協ホームページにより、毎営業日、午前9時を目途に前日の取引について発表
発表対象の取引	取引数量が額面1億円以上の取引
発表対象の社債	【制度開始時】 ① 当該社債の銘柄格付がA A格相当以上 ② 当該社債の銘柄格付を二以上取得、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得 【現行制度】 ① 銘柄格付がA A格相当以上であるもの ② 銘柄格付がA格相当（Aマイナス相当を除く。）で、発行額が500億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が20年以上のものを除く。）
発表対象銘柄の更新頻度・発表時期	【制度開始時】 毎月15日時点の情報に基づき発表対象銘柄を更新の上、毎月20日に翌月の銘柄一覧を発表。新規発行銘柄について、発行日から発表開始まで30営業日程度を要する場合がある。 【現行制度】 発表対象銘柄の更新を日次で行い、毎営業日、当日の発表対象銘柄の一覧を発表。新規発行銘柄については、発行日から発表開始までの期間が10営業程度に短縮。
発表事項	【制度開始時】 ①約定年月日 ②銘柄コード ③銘柄名 ④償還期日 ⑤表面利率 ⑥取引数量（額面金額ベース） ⑦約定単価 ⑧売買参考統計値（平均値） 【現行制度】 上記の項目の他、「売買の別」を追加

(参考) 過去の定期検証による制度見直しについて

過去の定期検証による制度見直しについて

施行時期	見直し内容
2015年11月	社債の取引情報の報告・発表制度の開始 ①当該社債の銘柄格付がA A格相当以上、かつ、②当該社債の銘柄格付を二以上取得、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得の銘柄を公表
2017年3月	発表対象基準における複数格付要件の撤廃 複数格付要件（銘柄格付を二以上取得or発行体格付を二以上取得）によって、一部の高格付銘柄が社債の取引情報の発表対象から除外されていることに市場関係者が違和感を有しているとの意見を受け、本要件を撤廃した。
2018年10月	発表事項における「売買の別」の追加 投資者の利便性向上の観点及び証券監督者国際機構（IOSCO）より公表された市中協議報告書※を踏まえ、報告事項及び発表事項に「売買の別」を追加した。
2021年4月	発表対象基準の拡大（A格の一部まで） 社債市場の透明性及び投資家の利便性向上の観点から、発表対象銘柄をAA格からA格の一部にまで拡大した（流動性や投資家層の違い等に考慮し、A格の一部を除外）。
2021年12月	時系列データの発表 利用者におけるデータの取得に係る利便性向上の観点から、過去分の取引情報について、これまでの「営業日毎のデータ」に代えて、「年間の時系列データ」を掲載することとした。
2024年2月	新発債の発表開始時期の早期化 新発債に係る取引情報の発表開始時期について、発行日によって銘柄毎に発表開始までの期間が異なる取扱い（発行日から最長約30営業日後の発表）を変更し、一律に発行日の10営業日後より取引の発表を開始することとした。

※2017年8月14日「社債流通市場における監督上の報告と公的透明性」（Regulatory Reporting and Public Transparency in the Secondary Corporate Bond Markets）において、規制当局への報告項目・透明性要件として、「社債の銘柄、価格、取引数量、売買の別、約定タイミングが含まれるべきである。」旨の記載がされた。

- 2012年7月30日付「社債市場の活性化に向けた取組み」（「社債市場の活性化に関する懇談会 部会」報告）（以下「社債懇報告書」といいます。）において、社債の取引情報の公表については、以下のとおり提言されています。

2. 社債の取引情報の公表

日証協は、上記1により証券会社から報告があった社債の取引情報について、日証協の自主規制規則に基づき、次により公表を行う。ただし、社債の取引情報の公表が社債の流動性等に与える影響を考慮し、(1)の公表対象銘柄、(3)の公表方法及び公表日については、当分の間、例えば、当該各項目に掲げる公表対象銘柄、公表方法及び公表日とする。

(1) 公表対象銘柄

上記1により証券会社から報告があった全銘柄とする。

【当分の間の措置】

次の銘柄とする。

- ① 発行総額500億円以上の銘柄
- ② 一以上の格付機関からA以上の格付を取得している銘柄
- ③ 過去の取引金額、取引件数等が一定以上ある銘柄

- 上記の下線部分のとおり、社債懇報告書では、原則として「全銘柄の取引の公表」が提言されておりましたが、一方で、社債の取引情報の公表が社債の流動性等に与える影響を考慮し、「当分の間の措置」として、発表対象銘柄を限定することも提案されておりました。
- この提案を踏まえ、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」（以下「本ワーキング」といいます。）において制度詳細の検討が行われ、当初は「A A格相当以上の格付を取得している銘柄（複数格付を取得している銘柄又は発行体に限る）」を発表対象として制度が開始されることとなりました。

(続き)

- その後、本ワーキングにおいて制度の定期検証を行うなかで、複数格付要件の廃止やA格相当の一部の銘柄を発表対象に追加するなどの見直しを図ってまいりました。
- 本ワーキングにおいては、社債市場の流動性への影響を見ながら、発表対象銘柄の拡大について慎重にご検討いただいているものと認識しておりますが、基本的な考え方としては、社債懇報告書で提言された「全銘柄の取引の公表」を最終的なゴールとしつつ、社債市場の流動性に悪影響が生じていないことを確認したうえで、段階的に発表対象銘柄の拡大を進める方向であることについて、改めて委員の皆様と認識を共有させていただきます。

【参考】社債の取引情報の発表に関する取扱いについて（ガイドライン）

12. 流動性に与える影響等の検証

本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととする。

社債の取引情報の報告・発表制度の定期検証に関するアンケート（各社回答）

締切：2024年11月22日

1. 発表対象基準について

【問1】

A格の発表対象基準について、拡大案①のとおり発行額300億円以上まで発表対象を拡大することについて、直ちに実施に向けた制度改正・システム対応を進める事項と考えておりますが、市場参加者・市場関係者としてのご知見を踏まえ、どうしても直ちに拡大すべきではない理由や懸念事項等がありましたら、客観的根拠（前回会合時点からの変化を含む）等をお示しのうえご回答をお願いいたします。また、その場合、拡大してもよいと考える時期や条件等も併せて御回答ください。

社名	回答の理由/拡大してもよいと考える時期や条件等
未回答（直ちに拡大すべき）・18社	
18社（全社）	<コメントなし>

【問2】

拡大案②のとおりAマイナス格まで拡大することについても直ちに拡大に向けた検討を進める事項と考えますが、市場参加者・市場関係者としてのご知見を踏まえ、発表対象とすべきか、あるいは、社債市場への影響を注視し、直ちに拡大すべきではないか、ご意見をお願いいたします。また、下記において「2. 引き続き影響を注視すべき（直ちに拡大すべきではない）」と回答した場合には、拡大してもよいと考える時期や条件等も併せて御回答ください。

社名	回答の理由
1. 直ちに拡大すべき・14社	
A社	日銀の金融政策変更による市場の混乱は生じておらず、とくに延期する理由が見当たらないため、対象拡大が妥当と考えています。
B社	投資家から肯定的な意見が寄せられており、対象拡大に支障なし。
F社	日銀の金融政策が正常化方向に前進しつつある中においても、Aマイナス格の取引量推移は前回会合開催時点と比較して特段大きな変化は確認されていないため、引き続き粛々と発表対象銘柄を拡大していく方針で議論を進めるべき。
I社	開示情報は多いほうが良い。
K社	貴協会のご見解に違和感ないため。
L社	取引状況等のデータを確認すると、Aフラット格以上とAマイナス格との間に大きな差が感じられない。
その他8社	<コメントなし>

2. 引き続き影響を注視すべき（直ちに拡大すべきではない）・2社	
J 社	A マイナス格は、A フラット格以上と比較して流動性が劣り、価格の情報価値・信頼性が十分に担保されていないと考えられるため。
M 社	発表対象を拡大したことにより、市場の流動性や取引量が明確に改善されたという検証が不十分と考えており、低格付けになるほど、売りの取引情報の開示がクレジットの悪化局面ではセンチメント悪化を助長し、逆に流動性の低下につながる可能性が極めて高いため。
2. 拡大をしてもよいと考える時期や条件等	
J 社	発行量、流通量が A フラット格以上と比較して遜色ない水準に到達すること。
M 社	発表対象を拡大したことにより、市場の流動性や取引量が明確に改善されたという検証をしっかりとやるべき。低格付けについては、ハイイールドを売買できる市場参加者が少ないため、参加者が多くなってから、また、発表対象を拡大したことにより市場の流動性や取引量が低下していないことを更に検証した後のタイミング。
3. その他・2社	
G 社	平時における社債市場の流動性は安定しており、A マイナス格まで公表対象を拡大することへの懸念は大きくはありません。ただし、引き続き金融緩和政策の転換点にあり、社債市場では投資家の選好する年限・格付に変化がみられるなか、相対的に投資家需要の低い格付や年限の社債は市場混乱時には需給が大きく悪化し値動きは不安定になります。金融市場が不安定な際には市場参加者が判断するにあたって混乱する材料になる恐れがあります。
N 社	<コメントなし>

※上記以外の社からは具体的な回答は寄せられなかった。

【問3】

拡大案③のとおり劣後特約付の銘柄・残存年数 20 年以上まで拡大することについて、市場参加者・市場関係者としてのご知見を踏まえ、発表対象とすべきか、あるいは、社債市場への影響を注視し、直ちに拡大すべきではないか、ご意見をお願いいたします。また、下記において「2. 引き続き影響を注視すべき（直ちに拡大すべきではない）」と回答した場合には、拡大してもよいと考える時期や条件等も御回答ください。

社名	回答の理由
1. 直ちに拡大すべき・10 社	
A 社	価格変動の大きさや投資家層が限られていることが懸念点として指摘されていますが、発表対象拡大による流動性向上および取引の活性化が期待されるため、こうした懸念が解消される方向に向かうと考えています。
F 社	A 格銘柄の劣後債や残存 20 年超の超長期債は、日銀の金融政策が正常化方向に前進しつつある中、A 格銘柄の取引量推移を見ても前回合開催時点と比較して特段大きな変化は確認されていない。規制が必要になるほど流動性に問題があるとは指摘し難いと考えられ、粛々と発表対象銘柄を拡大していく方針で議論を進めるべき。
I 社	開示情報は多いほうが良い。

K 社	市場価格の透明性を高めるためにも取引量の推移が安定しているのであれば拡大すべき。
L 社	劣後債については、市場において劣後イベントの発生もしくは懸念による影響を未確認であり、拡大を先送りすることも容認できると考えられるが、残存 20 年以上については、区別する理由が考え難い。 劣後債については、上記の通り、クレジットイベントの発生による影響の大小を確認してから判断することも考えられる。
R 社	反対のご意見についても理解しておりますが、社債市場の拡大のために何ができるのか、という観点からご議論いただければ幸いです。
その他 4 社	<コメントなし>
2. 引き続き影響を注視すべき（直ちに拡大すべきではない）・6 社	
B 社	当 WG では「全銘柄の取引の公表」を最終的なゴールとしているが、投資家アンケートの結果を見ると、対象範囲を拡大するにつれて流動性への悪影響を指摘する声が増加している。価格変動の大きい銘柄については、価格の公表が逆に取引コストの増加やボラティリティの高まりを助長してしまう場合があるため、劣後債や超長期債については拡大すべきではない。
E 社	劣後特約付き社債・残存 20 年以上の社債は発行機会が拡大案②までの対象と比較して少ない。そのため、流通市場で取引される価格が一時的な需給要因に大きく左右される可能性があり、当該価格の公表が流動性に対してどのような影響を及ぼすのか不透明と考えられるため。
G 社	金融緩和政策の転換点を迎え、社債市場では投資家の選好する年限、格付に変化が見られ、発行市場にも変化がみられています。投資家需要の低い格付や年限の社債の流動性は不安定な状況が続いていると考えております。金融市場が不安定な際にはそうした社債の需給は悪化しやすく価格の振れが大きくなりやすいため、市場参加者が判断するにあたって混乱する材料になる恐れがあります。特に劣後や超長期債の投資家層は相対的に減少するため、A マイナス格まで対象を広げるタイミングと同時ではなく、A マイナス格まで対象を広げた際の市場に与える影響が軽微であることを確認した後に検討すべきと考えます。
J 社	劣後特約付の銘柄・残存年数 20 年以上の銘柄は、シニア債・残存年数 20 年未満の銘柄と比較して流動性が劣り、価格の情報価値・信頼性が十分に担保されていないと考えられるため。
M 社	低格付け・劣後、超長期になるほど、売りの取引情報の開示がクレジットの悪化局面ではセンチメント悪化を助長し、逆に流動性の低下につながる可能性が極めて高いため。
O 社	A ー格の社債の一部の低流動性銘柄も多く、社債市場に売り圧力がかかった際には評価値と取引価格の乖離が大きく、当該社債の更なる下落要因の可能性もあり、当該銘柄の発行・流通に影響も生じます。特に劣後債や残存 20 年以上の銘柄については、価格のビッド/アスク差も大きく、大幅な社債価格の下落により他の銘柄も下落となるなどを考慮すると、現段階では非公表の方が社債市場の拡大に寄与すると考えています。
2. 拡大をしてもよいと考える時期や条件等	
B 社	拡大案③は投資家の意見が割れている。投資家の理解を得て反対意見が減るまで様子を見るべき。
E 社	前述の通り、拡大案②と拡大案③については、拡大案①と拡大案②の差と比較して影響が大きいと考えている。拡大案②についての影響を見た上で更なる拡大を行うべきかを検討することが良いと考える。
G 社	マイナス格まで対象を広げたのち、市場に与える影響が軽微であると確認してから検討すべきと考えます。

J 社	発行量、流通量がシニア債・残存年数 20 年未満の銘柄と比較して遜色ない水準に到達すること。
M 社	低格付け・劣後、超長期の投資家層に厚みが出来て、流動性が確保できるようになったタイミング。
O 社	劣後債や残存 20 年以上の銘柄について多くの投資家が売買される環境を確認してから拡大すべきと考えています。
3. 未回答・2 社	
Q 社	市場への影響などを含め、証券会社等直接市場参加者の意見を踏まえ検討すべきと考える
その他 1 社	<コメントなし>

2. その他の事項について

【問 4】

上記問 1～問 3 にてご回答いただいた発表対象基準の拡大に係る論点の他、本制度について見直しが必要と考える事項がありましたら、その具体的な見直しの内容と見直しを行うべき理由についてご回答ください。

社名	事項	理由・コメント
見直しを行うべき事項		
O 社	ISIN コード	ISIN コードの管理のしやすさから、銘柄コードを ISIN コードに変更、もしくは並列して公表していただきたい（前回も同様の意見を記載し、導入困難な旨ご回答を頂いておりますが、継続して記載させていただきます）。
R 社	取引数量・取引時間	直ちに見直しを求めるものではありませんが、市場の透明性の観点から「取引数量」の区分の細分化、及び「取引時間」の追加について、機が熟せば、前向きに検討すべきものと考えます。 ただし、今回、前記の発表対象の拡大が実施されるのであれば、発表事項については見送りとしていただいて異存はありません。
その他		
A 社		とくにございません。引き続き将来的な全銘柄公表に向けて、対象を拡大していくことが望ましいと考えています。
その他 15 社		<見直し事項なし・未回答>

【問 5】

最近の社債市場の動向又は本制度が社債市場の流動性に与えている影響について、各社様より御提供いただける、又は本WGの皆様と共有いただきたい御意見・情報等がございましたら、御教示ください。特に、最近の社債市場の動向については、昨今の金利動向や金融政策（その変更見込みも含む）が流動性に与える影響等に関する御意見・情報等がございましたら回答をお願いします。

社名	最近の社債市場の動向等に関して、本WGにおける検討の参考となりうる御意見・情報
A 社	本制度によって売買参考統計値などの価格情報が市場実勢に近づき、価格情報にもプラスの効果があったと考えています。
C 社	取引価格の公表されている銘柄、公表されていない銘柄に関わらず、協会への報告対象となっている銘柄のデータをもとに、売買参考統計値のより一層の精緻化を図るべきだと思います。
F 社	売買参考統計値と実際の取引水準のギャップが縮小する方向に進めば、本邦社債市場の流動性（健全性）は一層高まるものと思われる。証券会社に対する売買参考統計値の信頼性向上に向けた取組みについても一歩踏み込んだ議論を期待したい。
G 社	金融政策の変更を見据えた金利水準の変化によって、社債市場の投資家は低金利を前提とした考え方が変わり、年限や格付など投資対象の変化が促されています。社債市場は長い目で見ると投資家層の変容が見られる時期に差し掛かった可能性があり、その場合社債の流動性は緩和期と比べて不安定になりやすいと考えています。流動性は曖昧な表現ではありますが、例えば日本銀行から 2024 年 5 月に発表された「社債市場の機能度指標」（注）は取引量に加えて、社債流通スプレッドや取引時の金利目線のばらつきを含めた様々な指標から集計され、参考指標になるものと考えております。 （注） https://www.boj.or.jp/research/wps_rev/wps_2024/wp24j05.htm
H 社	金利動向や金融政策の変更等は社債の流動性に直接影響を与えるが、本制度が社債市場の流動性に及ぼす影響は極めて限定的だと推し測られる。
P 社	新発債を発行する際、USD 債においてはセカンダリー市場価格をベースにプライシングする一方、円債においてはセカンダリー市場価格の透明性の低さに加え、システム上リアルタイムでマーケット情報を入手できないことから、直近の起債実績をベースに設定せざるを得ない状況となっている。この点、社債市場の流動性の低さの一因であると考えられるため、上述の発表対象の拡大と共に、リアルタイムで透明性の高い取引内容を確認できる仕組みの導入について今後議論を行うべきと思料する。 また、社債市場の流動性を高めるためには発行サイズの拡大も重要な一因である一方、未だ銘柄数ベースでは 100 億円程度の発行サイズがボリュームとなっている為、システム事由以外の観点から拡大に寄与する議論を行うべきと思料する。
その他 11 社	<特段の事項なし・未回答>

以 上



JSDA

日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

参考2

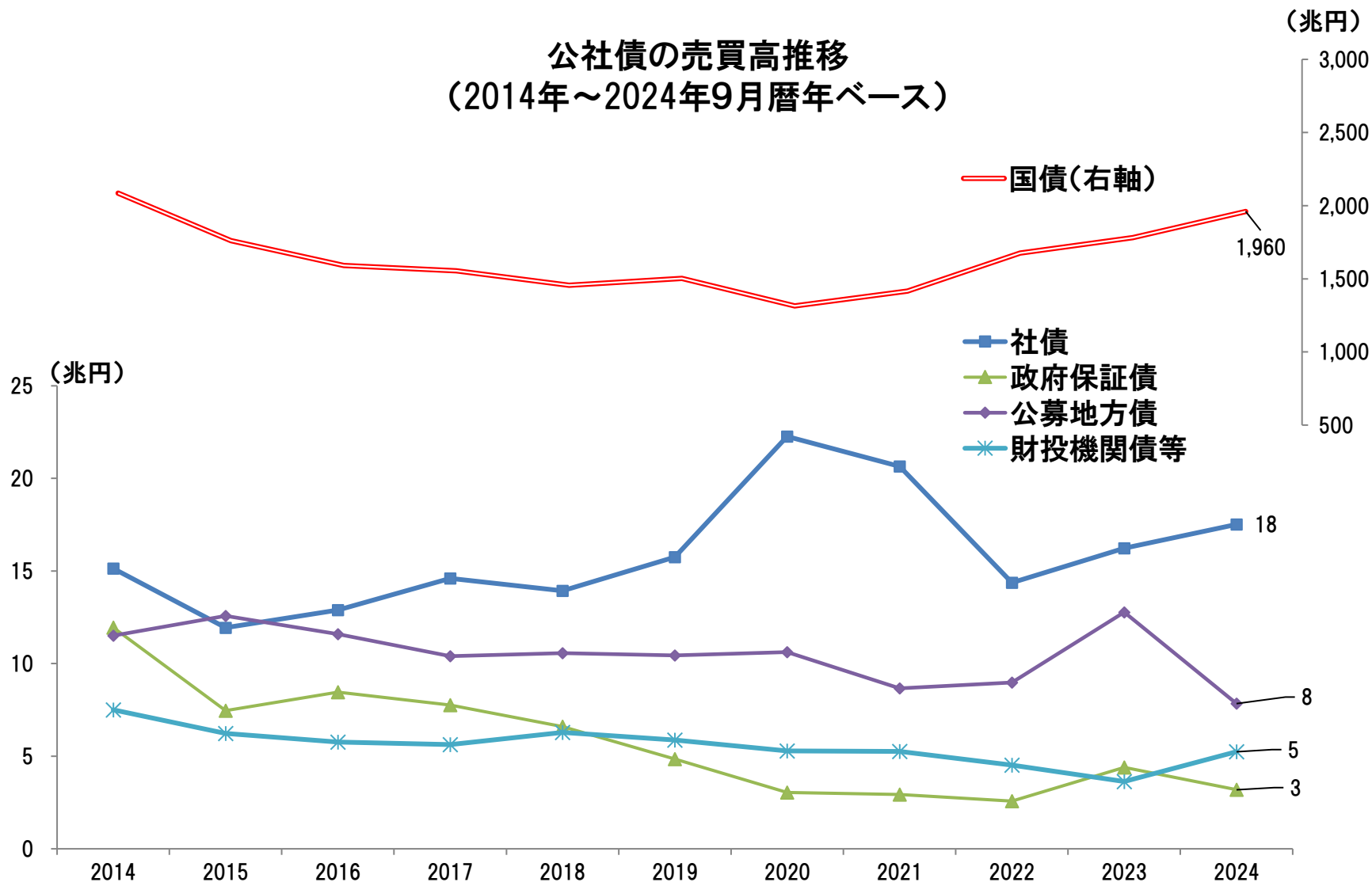
社債の取引情報データ等について (2024年9月時点)

2025年1月
日本証券業協会

1. 公社債市場の動向

1-①公社債の売買高推移

公社債の売買高推移
(2014年～2024年9月暦年ベース)



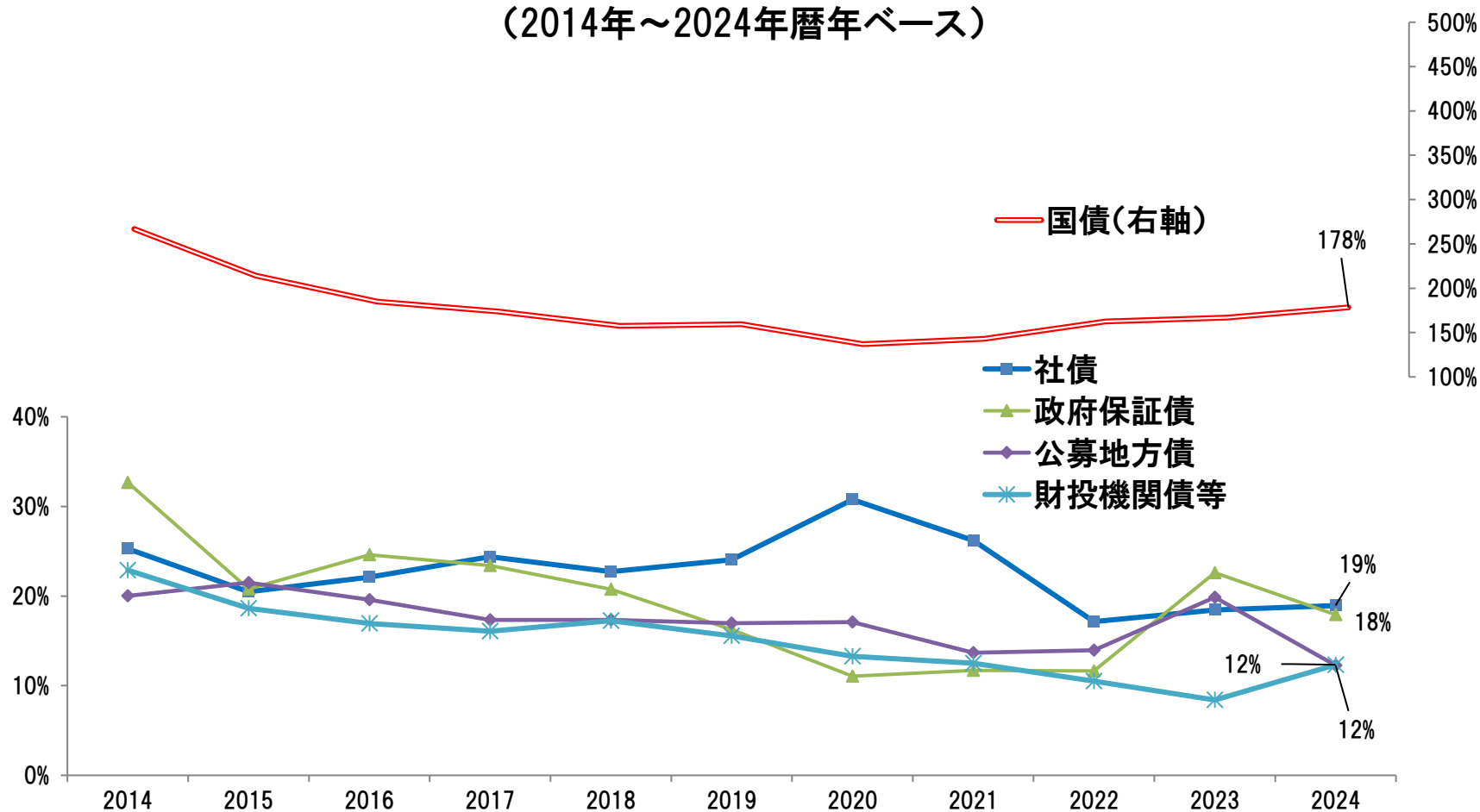
(注) 現先・T-Billを除く。2024年のデータは1～9月分の取引を一年分に引き直した試算値。

出所：日本証券業協会「公社債店頭売買高」(2018年4月取引分までは「公社債種類別店頭売買高」)

1. 公社債市場の動向

1-②公社債の売買回転率推移

公社債の売買回転率推移
(2014年～2024年暦年ベース)



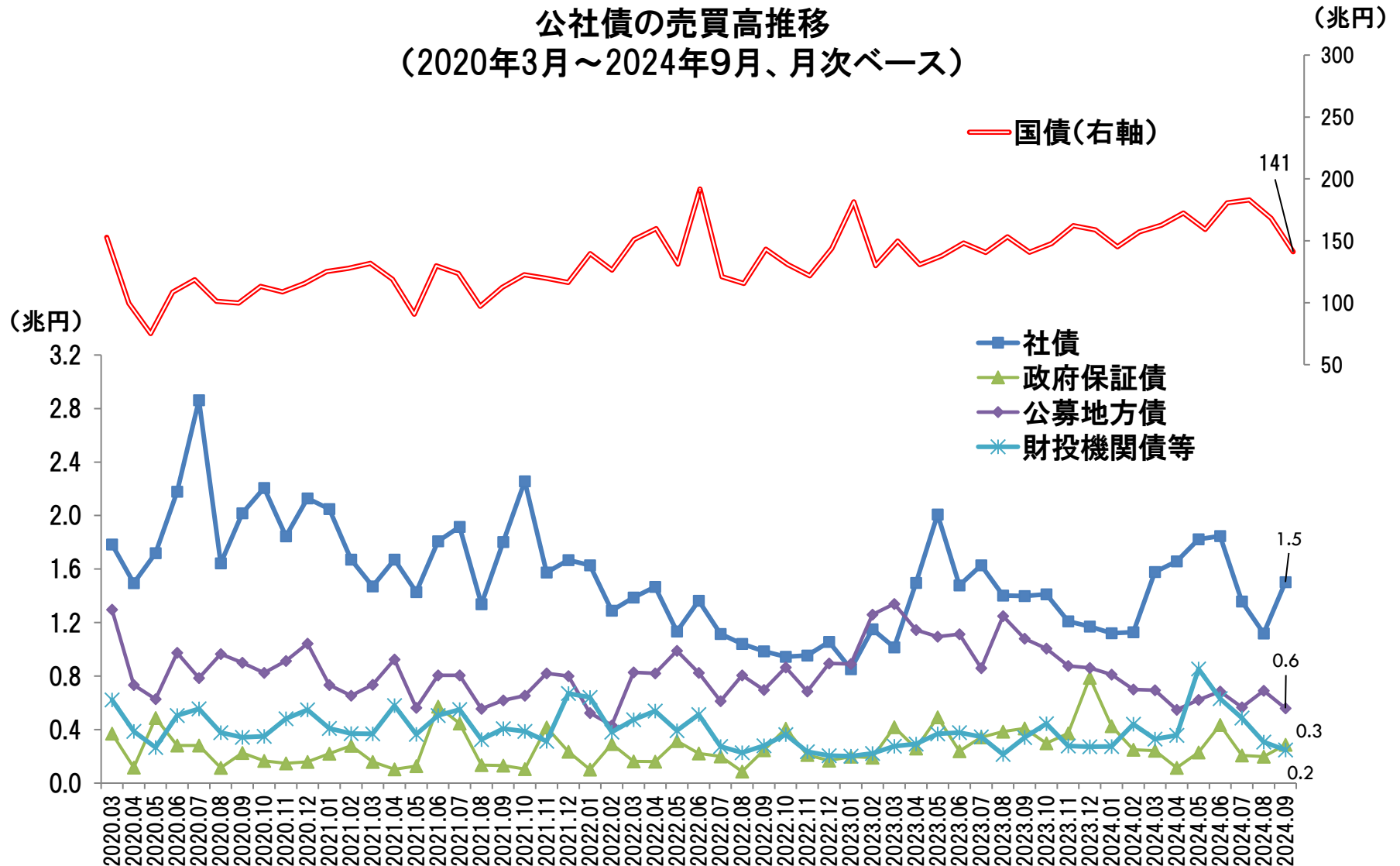
(注) 現先・T-Billを除く。2024年のデータは1～9月分の取引を一年分に引き直した試算値。

出所：日本証券業協会「公社債店頭売買高」（2018年4月取引分までは「公社債種類別店頭売買高」）

1. 公社債市場の動向

1-③公社債の売買高推移

公社債の売買高推移
(2020年3月～2024年9月、月次ベース)



(注) 現先・T-Billを除く。

出所：日本証券業協会「公社債店頭売買高」（2018年4月取引分までは「公社債種類別店頭売買高」）

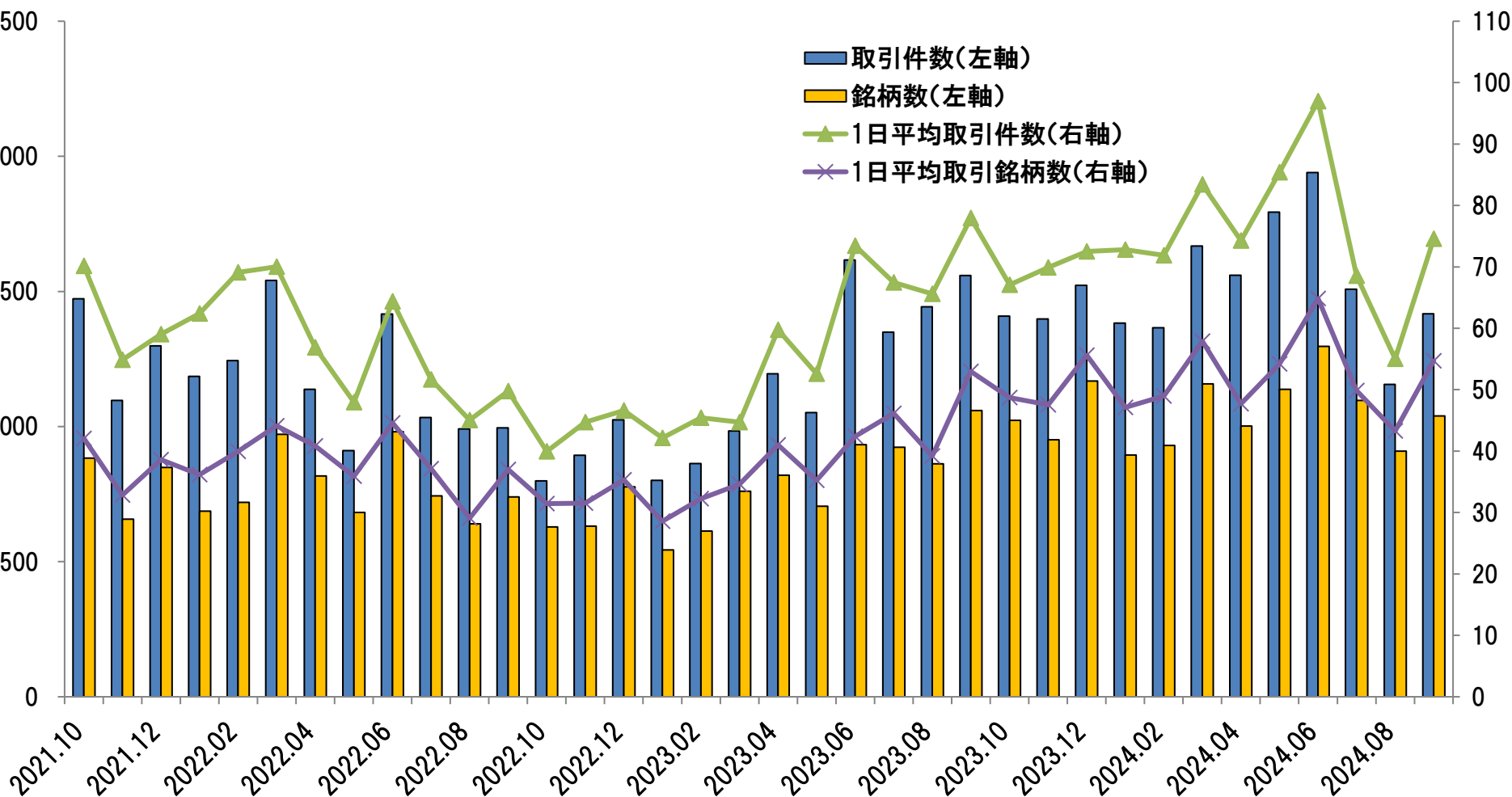
2. 社債取引情報の発表状況

2-①発表対象の取引件数、取引銘柄数推移

棒グラフ
(件・銘柄)

発表対象の社債の取引件数・銘柄数の推移

折れ線グラフ
(件・銘柄)



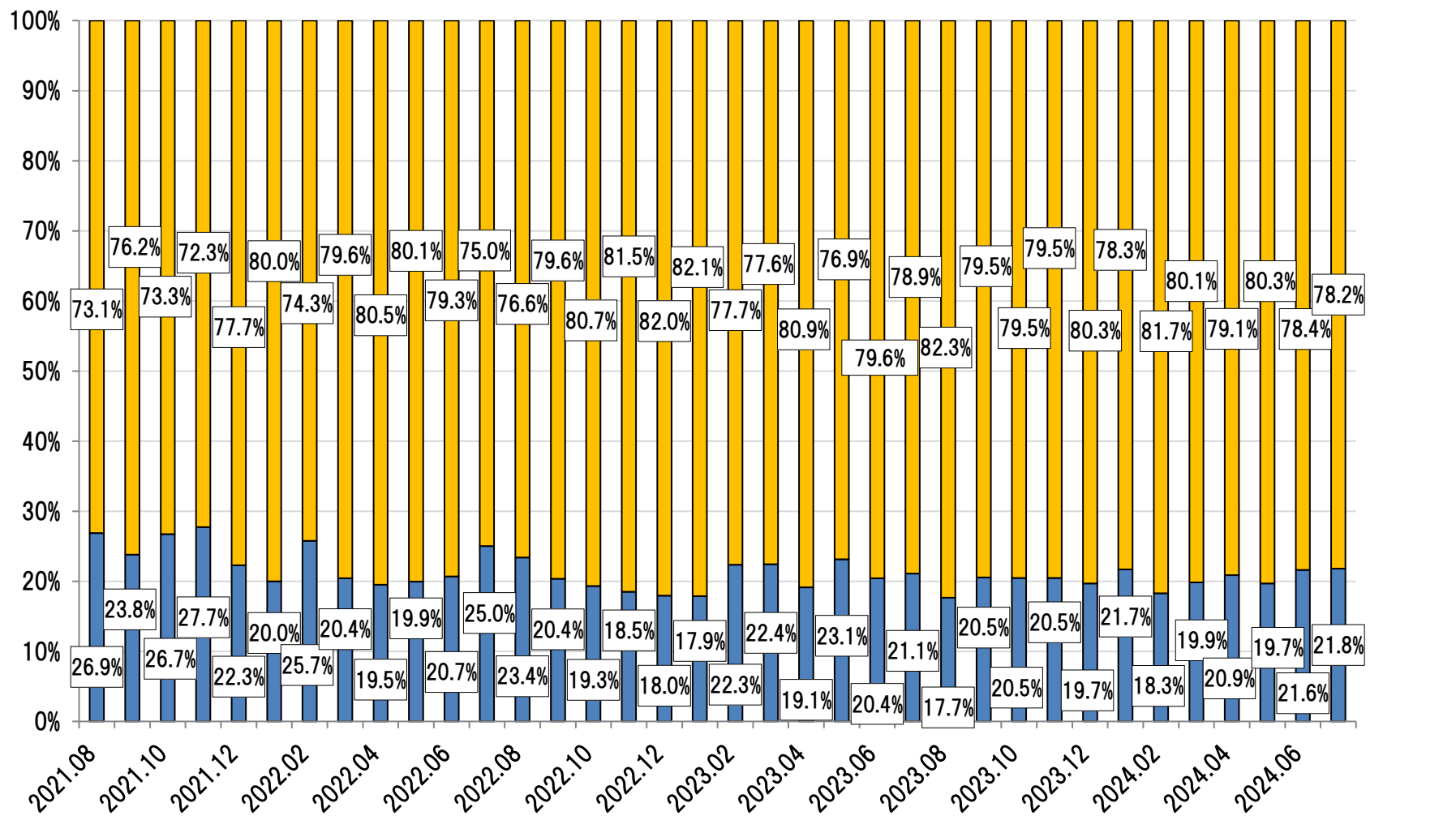
(注) 発表対象の取引件数、取引銘柄数は発表日ベースで集計(2024年1月以降は約定日ベースで集計)。

出所: 日本証券業協会「社債の取引情報」

2. 社債取引情報の発表状況

2-②取引数量の状況(5億円以上・未満の内訳)

発表対象社債の取引件数の数量別内訳(割合)



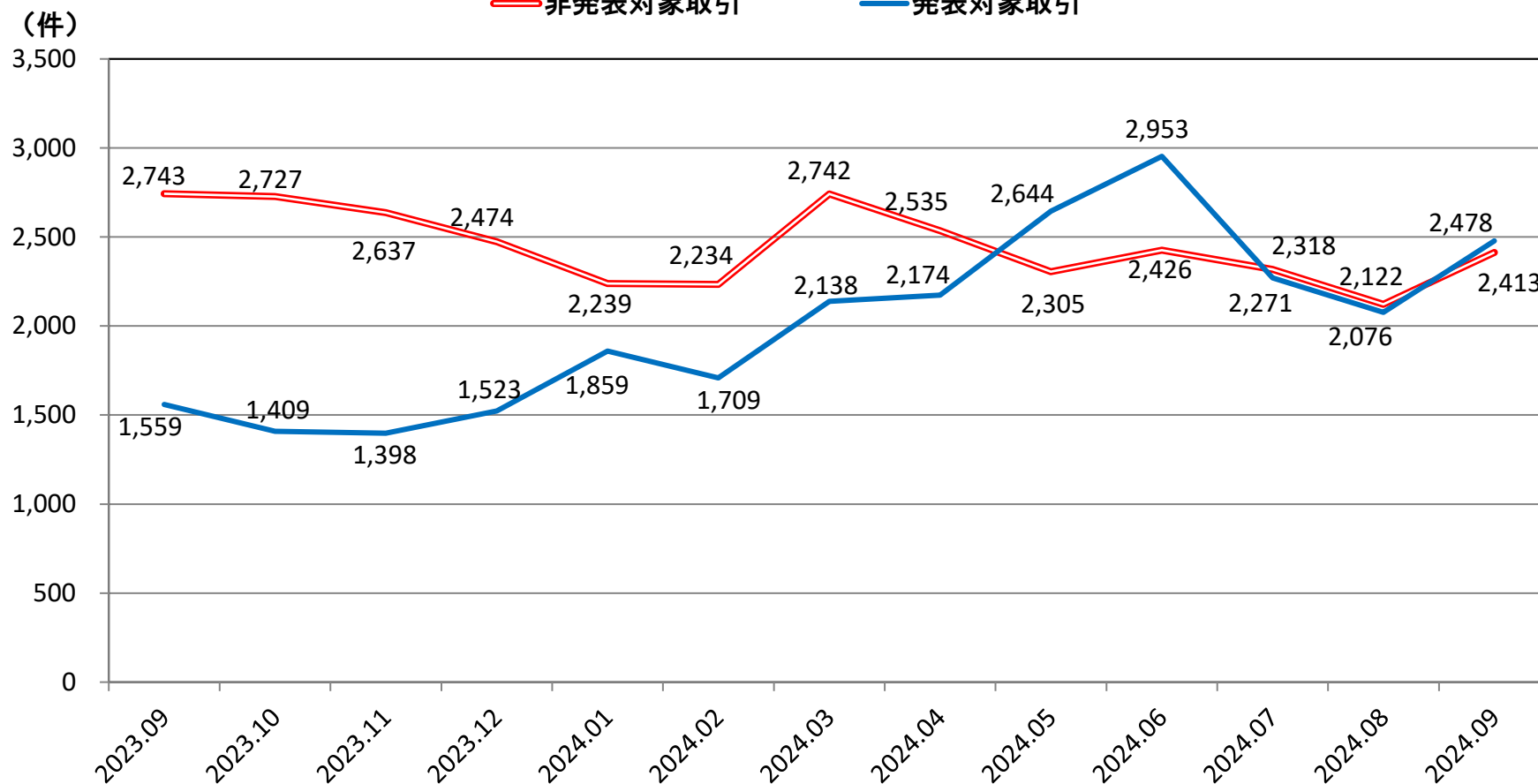
(注) 発表対象の取引件数、取引銘柄数は発表日ベースで集計(2024年1月以降は約定日ベースで集計)
 出所: 日本証券業協会「社債の取引情報」

3. 社債取引情報の発表状況

3-①公募社債の取引状況(発表対象取引、非発表対象取引別)

取引件数ベース

— 非発表対象取引 — 発表対象取引



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

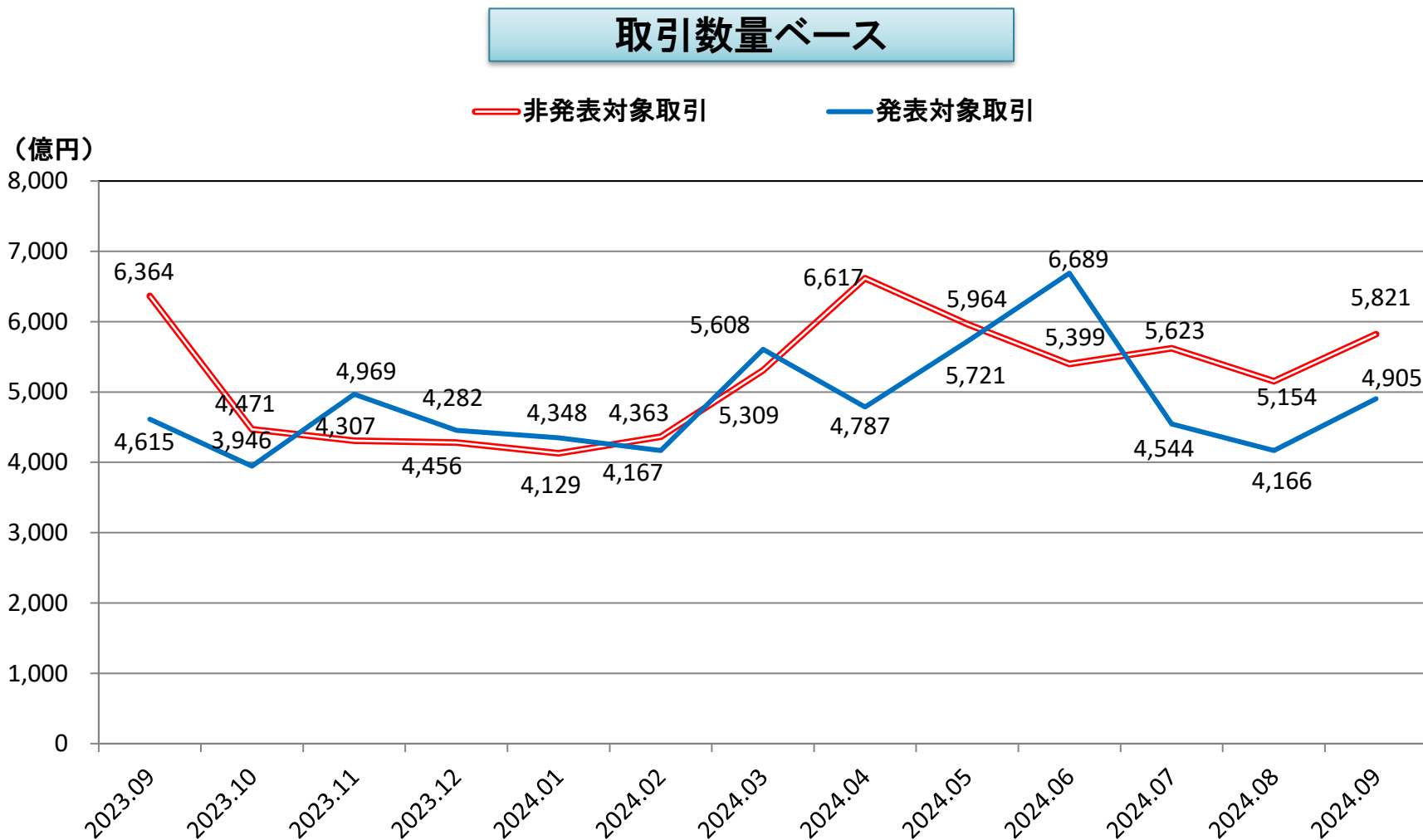
(注2) 発表対象取引は発表日ベースで集計(2024年1月以降は約定日ベースで集計)。

(注3) 非発表対象取引には当月中の新規発行銘柄の取引を含むが、約定日が払込日より前の取引を除外している。

出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-①公募社債の取引状況(発表対象取引、非発表対象取引別)



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2) 発表対象取引は発表日ベースで集計(2024年1月以降は約定日ベースで集計)。

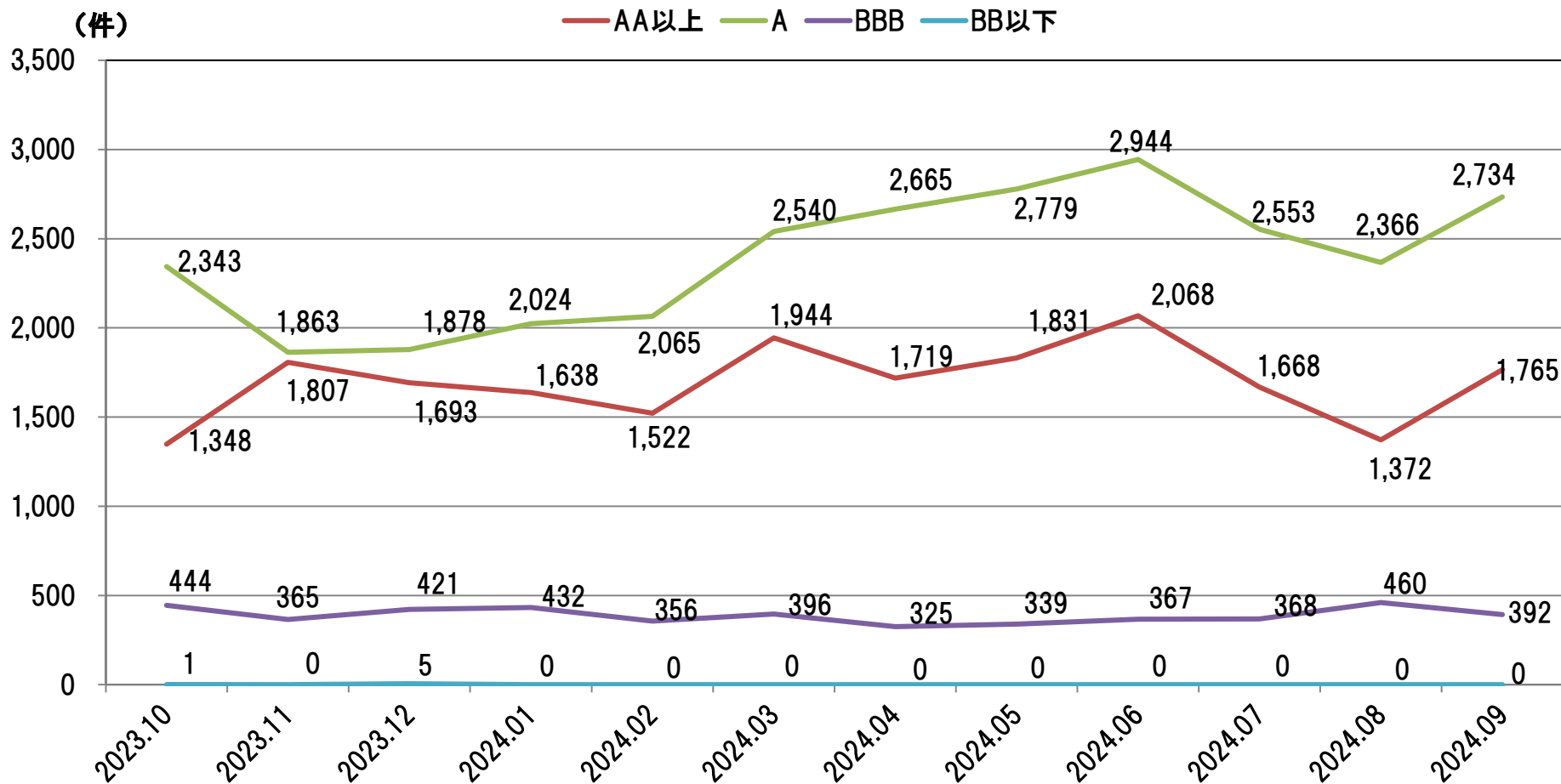
(注3) 非発表対象取引には当月中の新規発行銘柄の取引を含むが、約定日が払込日より前の取引を除外している。

出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-②公募社債の取引状況(格付別)

取引件数ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2) 複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。

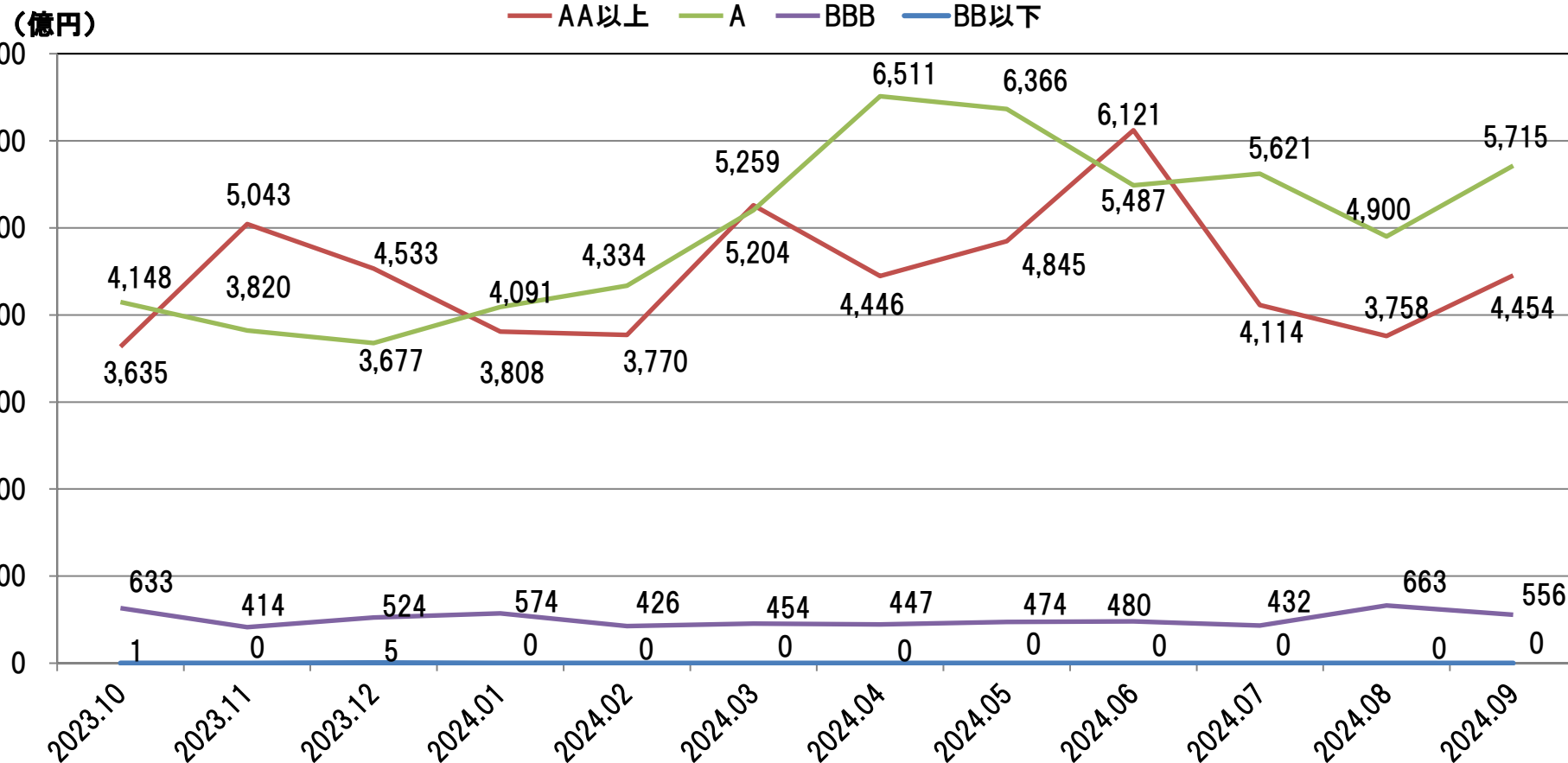
(注3) 非発表対象取引には当月中の新規発行銘柄の取引を含むが、約定日が払込日より前の取引を除外している。

出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-②公募社債の取引状況(格付別)

取引数量ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2) 複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。

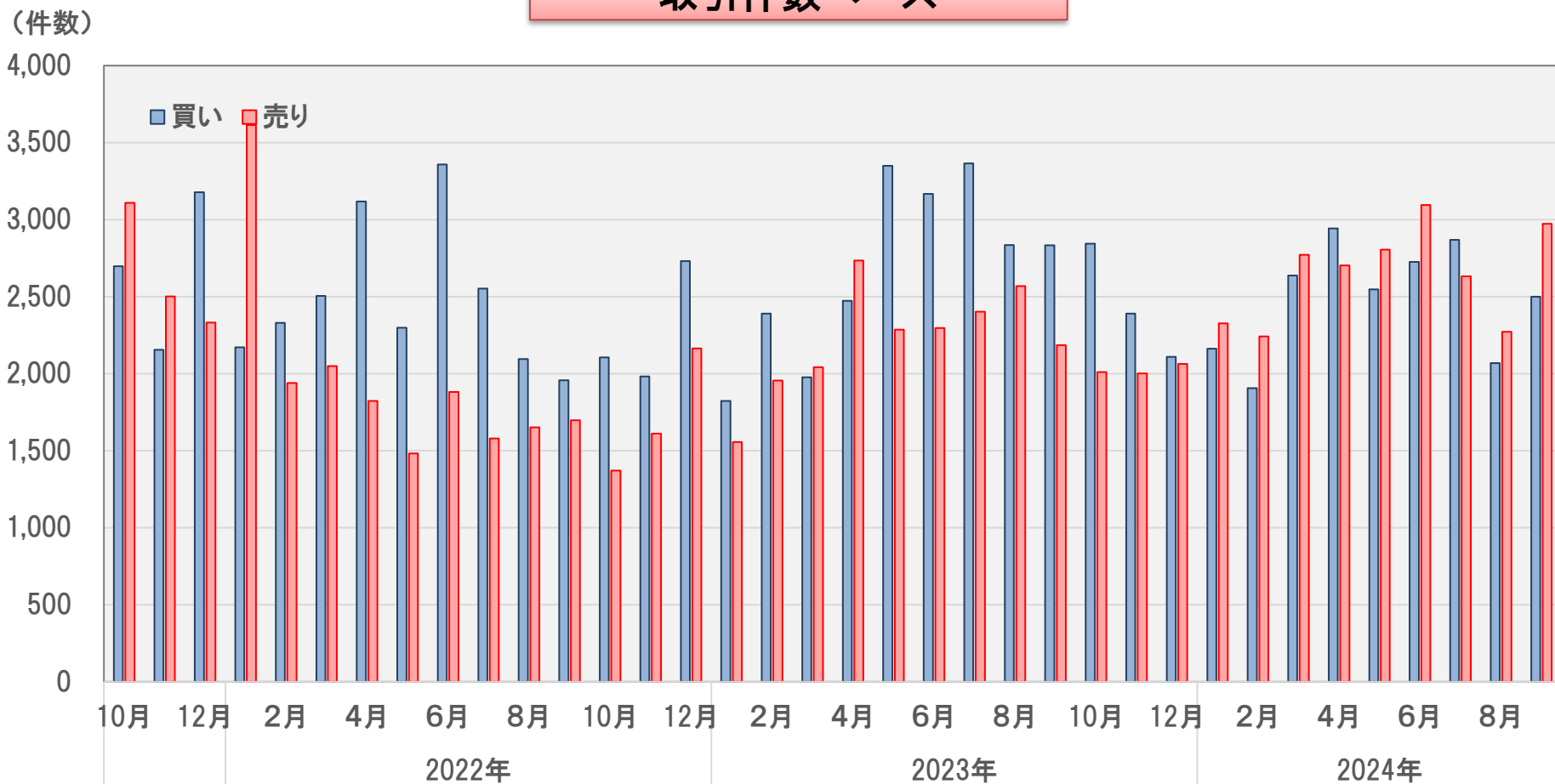
(注3) 非発表対象取引には当月中の新規発行銘柄の取引を含むが、約定日が払込日より前の取引を除外している。

出所：日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-③公募社債の取引状況(売買別)

取引件数ベース



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2) 取引件数は約定日ベースで集計。

(注3) 報告会員の取引相手(証券会社の顧客)における売買の別を集計。

(注4) 日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。

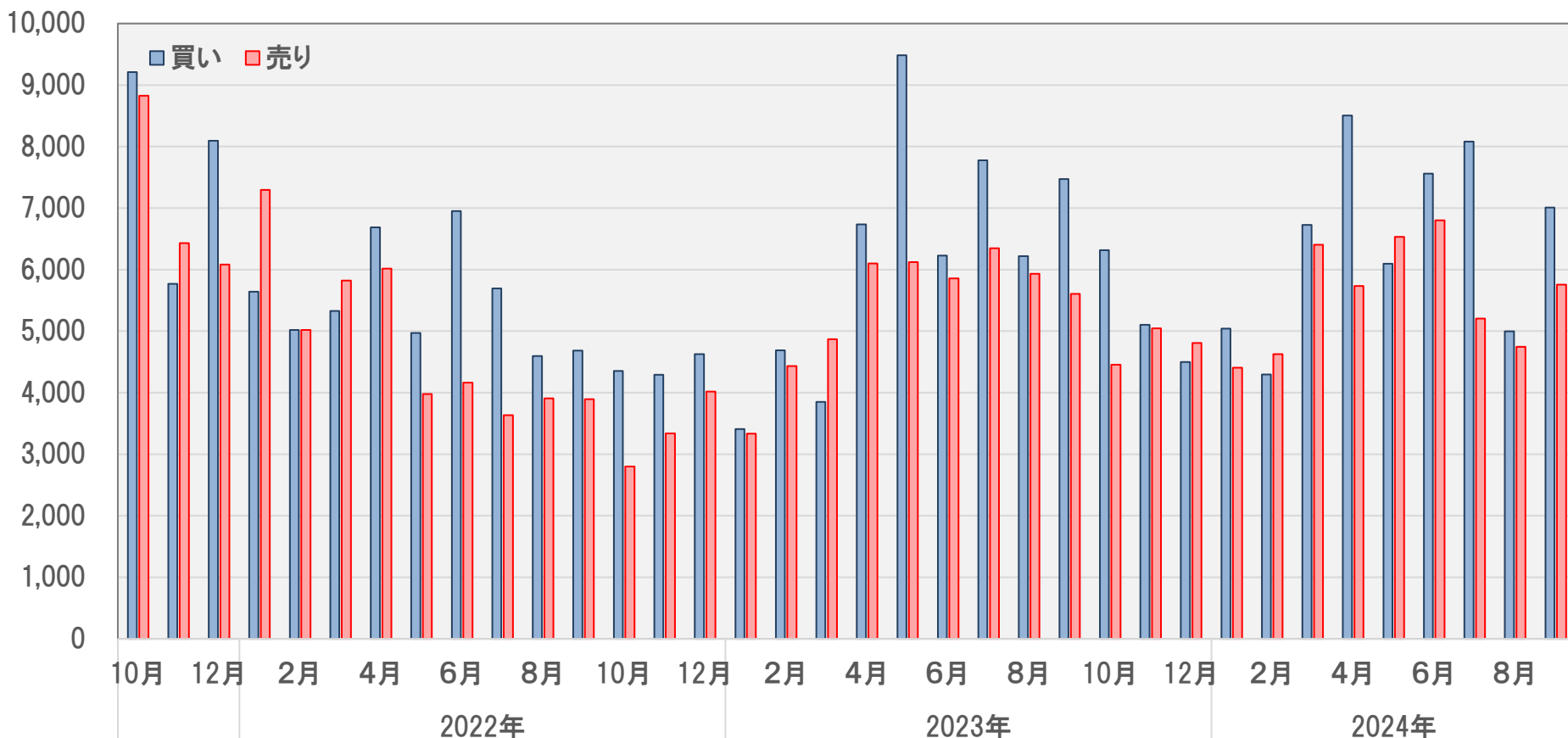
出所: 日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-③公募社債の取引状況(売買別)

取引数量ベース

(億円)



(注1) 額面1,000万円未満の取引を除く。

(注2) 取引件数は約定日ベースで集計。

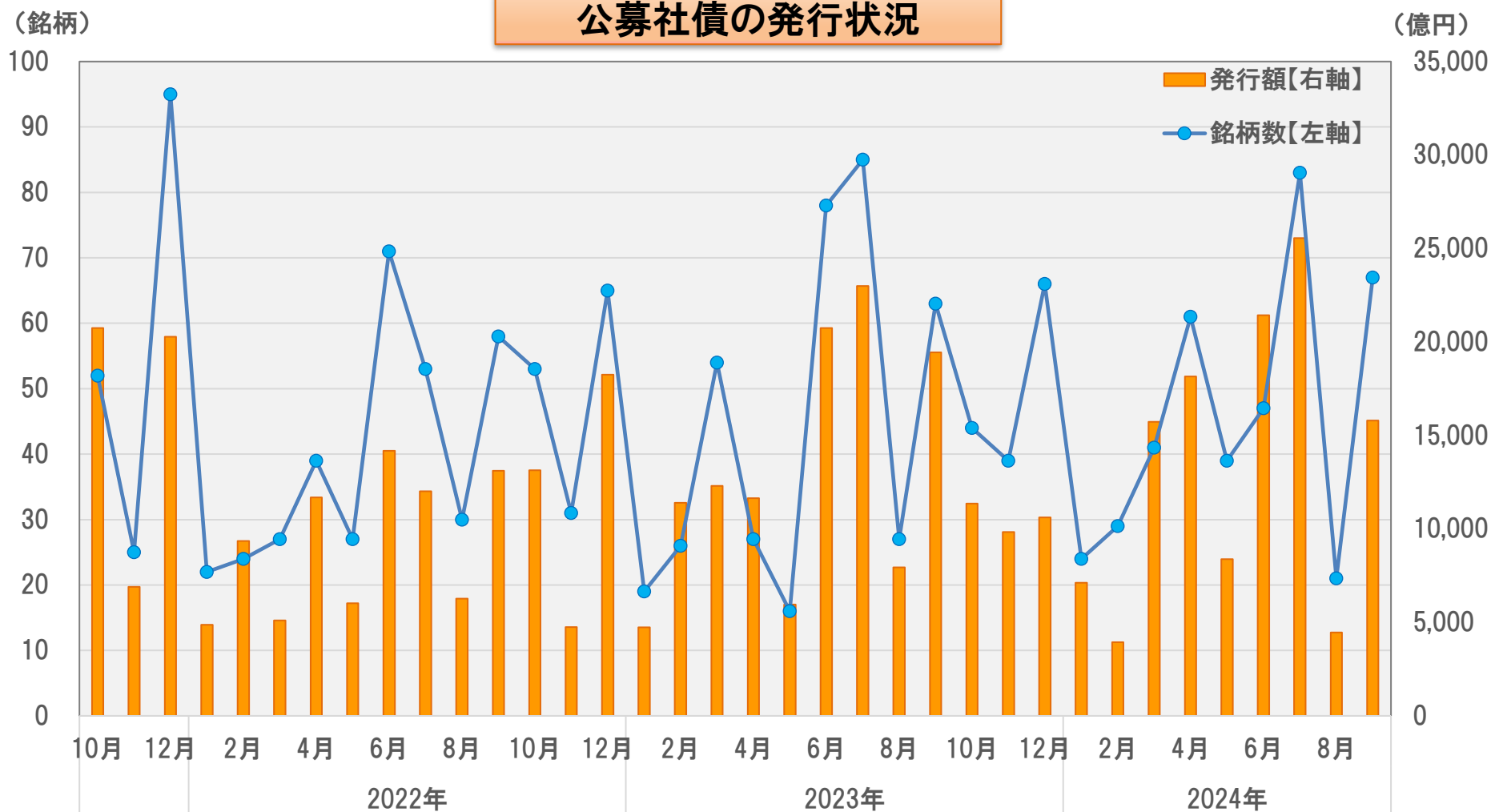
(注3) 報告会員の取引相手(証券会社の顧客)における売買の別を集計。

(注4) 日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。

出所: 日本証券業協会、証券保管振替機構のデータに基づき作成。

3. 社債取引情報の発表状況

3-③(参考)公募社債の発行状況



(注1) 2021年10月～2024年9月までに発行された公募社債を対象（投資法人債を含まない）。

(注2) 払込日を発行日として集計。

出所：日本証券業協会のデータに基づき作成。

【参考】社債の取引情報発表対象銘柄の状況 (新発債の発表時期早期化)

	発表時期早期化前		発表時期早期化後		
	2023年12月	2024年 1 月	2024年 2 月	2024年 3 月	2024年 4 月
○ 銘柄数	銘柄数	銘柄数	銘柄数	銘柄数	銘柄数
全公募社債	3,739銘柄	3,799銘柄	3,853銘柄	3,848銘柄	3,874銘柄
発表対象銘柄	2,021銘柄	2,069銘柄	2,100銘柄	2,122銘柄	2,132銘柄
(うち拡大対象銘柄の数)	—	—	(28銘柄)	(49銘柄)	(36銘柄)
○ 取引件数	取引件数	取引件数	取引件数	取引件数	取引件数
公募社債の全取引件数 (額面1000万円未満の取引除く)	3,768件	4,098件	3,943件	4,880件	4,709件
うち額面1億円以上の 取引の件数	2,886件	3,049件	2,969件	3,504件	3,517件
発表対象銘柄の取引の件数 (額面1億円以上の取引のみ)	1,450件	1,382件	1,366件	1,668件	1,558件
○ 取引数量	取引数量	取引数量	取引数量	取引数量	取引数量
公募社債の全取引数量 (額面1000万円未満の取引除く)	8,174億円	8,477億円	8,530億円	1兆917億円	1兆1,404億円
うち額面1億円以上の取引の数量	8,004億円	8,284億円	8,345億円	1兆643億円	1兆1,162億円
発表対象銘柄の取引の数量 (額面1億円以上の取引のみ)	4,031億円	4,262億円	4,096億円	5,507億円	4,667億円

(注1) 「拡大対象銘柄」は、「各月の前月16日以降に、新規発行・格上げ等により発表対象となった銘柄」を指す。

(注2) 「発表時期早期化前」は、各月の前月15日までに発行された銘柄(当月中に償還される銘柄を除く)の取引を対象に集計。

(注3) 「発表時期早期化後」は、各月中に残存する銘柄(当月中に償還される銘柄を除く)の取引を対象に集計。

(注4) 取引は約定日ベースで集計し、日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。

出所：日本証券業協会のデータに基づき作成。

【参考】社債の取引情報発表対象銘柄のカバー率 (現行制度との比較)

現在、A格相当の銘柄については、下記拡大案①～③のとおり検討しております。

2024年9月の発表対象銘柄の同月中の取引を基に、発表対象基準の一部を緩和した際のカバー率を試算した結果、以下のとおりです。

	発行額	格付	劣後・残存20年
現行発表対象	500億円以上	A+格、Aフラット格	対象外
拡大案①	300億円以上	A+格、Aフラット格	対象外
拡大案②	300億円以上	A+格、Aフラット格、 A-格	対象外
拡大案③	300億円以上	A+格、Aフラット格、 A-格	対象

	現行発表対象		拡大案① 発行額300億円		拡大案② 300億円+A7付ス		拡大案③ 300億円+A7付ス+劣後・残存20年	
銘柄数(3,915銘柄)	2,172銘柄	55.48%	2,274銘柄	58.08%	2,306銘柄	58.90%	2,443銘柄	62.40%
(増減)	—	—	(+102銘柄)	(+2.61%)	(+134銘柄)	(+3.42%)	(+271銘柄)	(+6.92%)
取引件数(3,260件)	1,416件	43.44%	1,583件	48.56%	1,661件	50.95%	2,366件	72.58%
(増減)	—	—	(+167件)	(+5.12%)	(+245件)	(+7.52%)	(+950件)	(+29.14%)
取引金額(1兆434億円)	4,719億円	45.22%	5,178億円	49.62%	5,385億円	51.61%	8,042億円	77.07%
(増減)	—	—	(+459億円)	(+4.40%)	(+666億円)	(+6.39%)	(+3,323億円)	(+31.85%)

(注1) 取引は約定日ベースで集計し、日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。

(注2) 銘柄数は月末(2024年9月30日)の銘柄数。

出所：日本証券業協会のデータに基づき作成。

【参考】社債の取引情報発表対象銘柄のカバー率 (現行制度との比較)

【参考】 各発表対象基準のうち、いずれか1つを緩和した場合

	現行発表対象		発行額300億円まで発表		A7125格まで発表		劣後・残存20年以上も発表	
銘柄数(3,915銘柄)	2,172銘柄	55.48%	2,274銘柄	58.08%	2,185銘柄	55.81%	2,267銘柄	57.91%
(増減)	—	—	(+102銘柄)	(+2.61%)	(+13銘柄)	(+0.33%)	(+95銘柄)	(+2.43%)
取引件数(3,260件)	1,416件	43.44%	1,583件	48.56%	1,461件	44.82%	1,977件	60.64%
(増減)	—	—	(+167件)	(+5.12%)	(+45件)	(+1.38%)	(+561件)	(+17.21%)
取引金額(1兆434億円)	4,719億円	45.22%	5,178億円	49.62%	4,856億円	46.54%	7,053億円	67.59%
(増減)	—	—	(+459億円)	(+4.40%)	(+137億円)	(+1.32%)	(+2,334億円)	(+22.37%)

【参考】 発行額の基準について、より段階的に緩和した場合

	現行発表対象		発行額300億円まで発表		発行額100億円まで発表		すべて発表(発行額基準撤廃)	
銘柄数(3,915銘柄)	2,172銘柄	55.48%	2,274銘柄	58.08%	3,094銘柄	79.03%	3,255銘柄	83.14%
(増減)	—	—	(+102銘柄)	(+2.61%)	(+922銘柄)	(+23.55%)	(+1,083銘柄)	(+27.66%)
取引件数(3,260件)	1,416件	43.44%	1,583件	48.56%	2,000件	61.35%	2,035件	62.42%
(増減)	—	—	(+167件)	(+5.12%)	(+584件)	(+17.91%)	(+619件)	(+18.99%)
取引金額(1兆434億円)	4,719億円	45.22%	5,178億円	49.62%	6,364億円	60.99%	6,438億円	61.70%
(増減)	—	—	(+459億円)	(+4.40%)	(+1,645億円)	(+15.77%)	(+1,719億円)	(+16.48%)

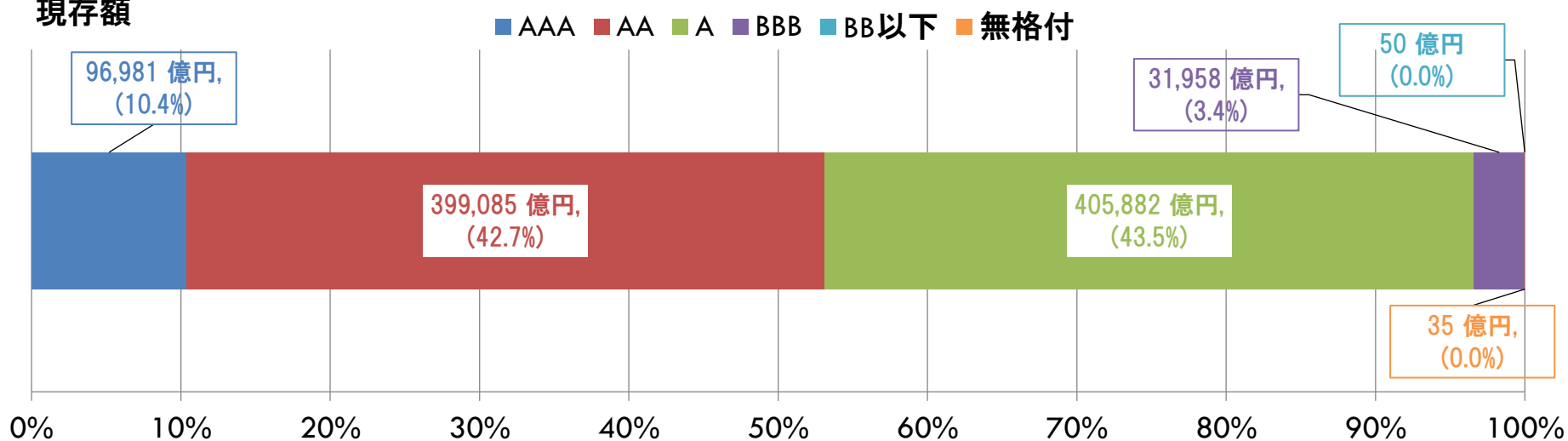
(注1) 取引は約定日ベースで集計し、日本銀行の社債買入れオペに対する売付けを含まない。

(注2) 銘柄数は月末(2024年9月30日)の銘柄数。

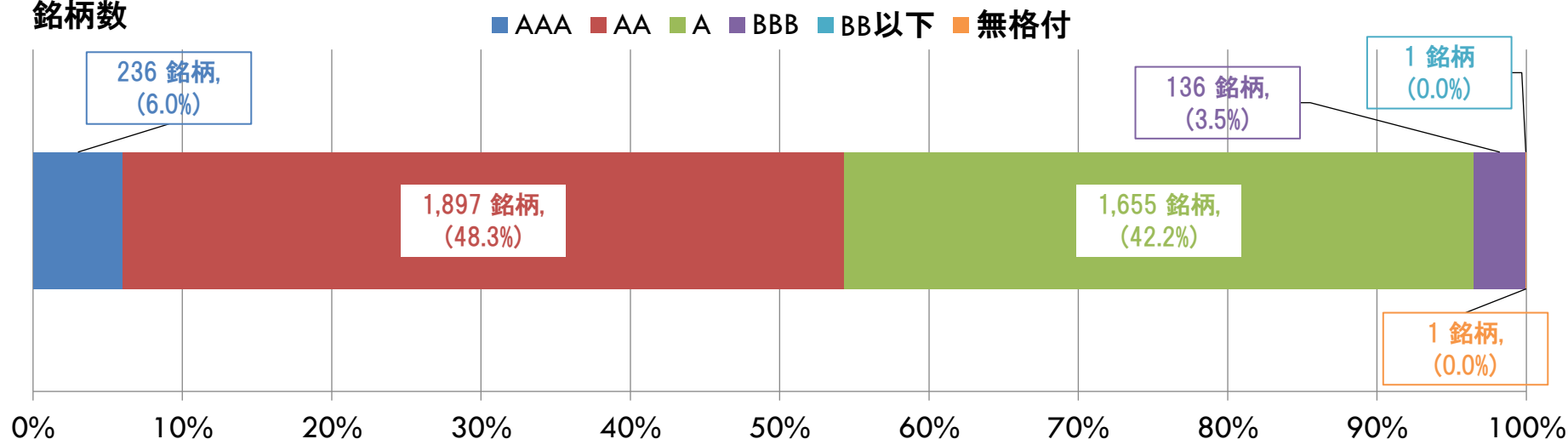
出所：日本証券業協会のデータに基づき作成。

【参考】格付別の社債現存額・銘柄数

現存額



銘柄数

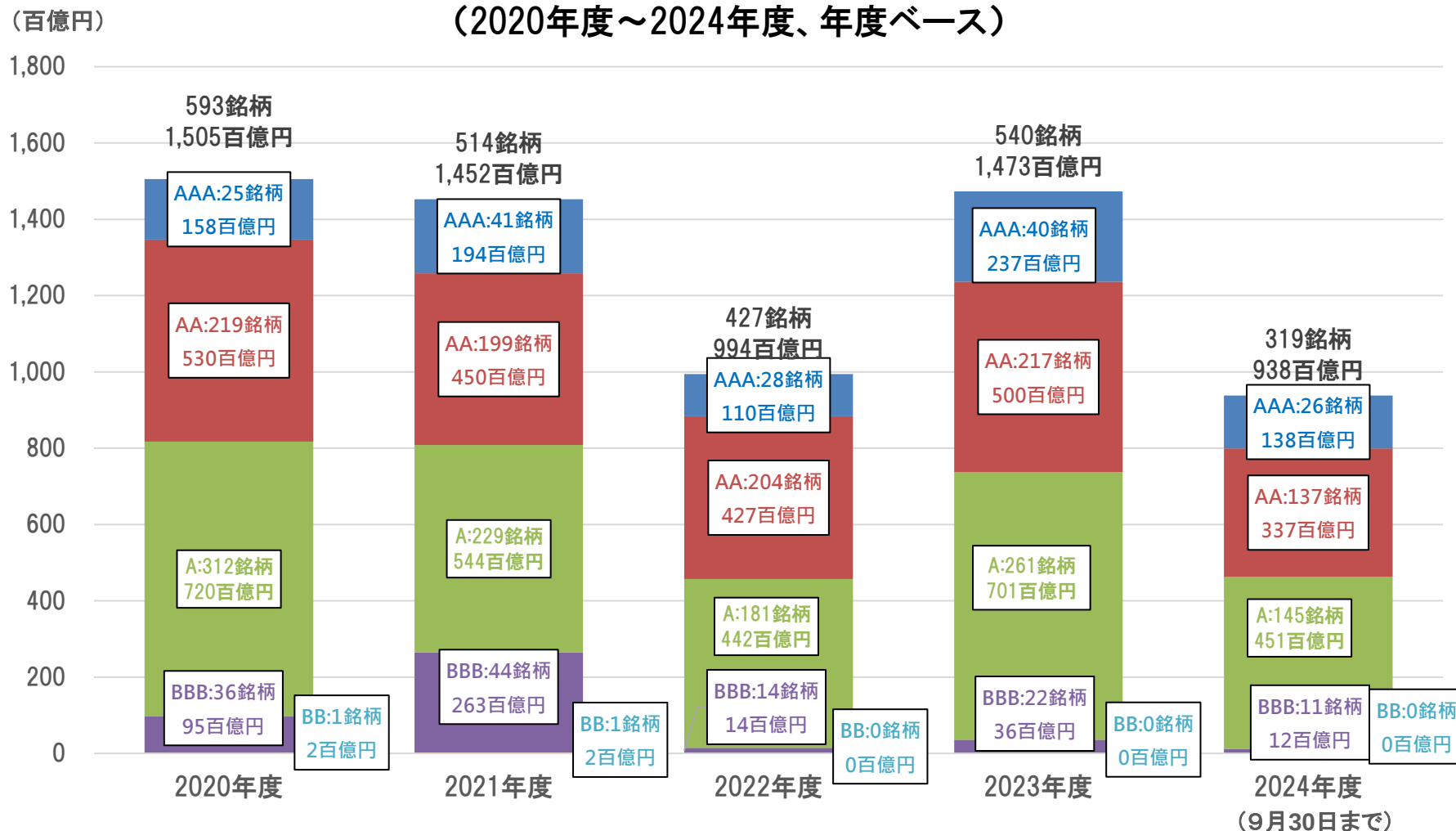


(注) 複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。

出所：日本証券業協会による推計（2024年9月30日時点）

【参考】格付別の社債発行状況(銘柄数、発行額)

格付別社債発行銘柄数・発行額
(2020年度～2024年度、年度ベース)



(注) 複数格付けがある場合は良い方を採用して集計。無格付を含まない。

出所：日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧」に基づき作成(2024年9月30日時点)

社債の取引情報の発表に関する取扱いについて

平成 26 年 3 月 18 日制定
平成 27 年 9 月 30 日改正
平成 27 年 11 月 2 日施行
平成 29 年 2 月 9 日改正
平成 29 年 3 月 15 日施行
平成 30 年 2 月 15 日改正
平成 30 年 10 月 1 日施行
令和 2 年 9 月 15 日改正
令和 3 年 4 月 1 日施行
令和 3 年 6 月 30 日改正
令和 3 年 12 月 1 日施行
令和 5 年 4 月 27 日改正
令和 6 年 2 月 1 日施行
日 本 証 券 業 協 会

1. 目的

この取扱いは、『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第 7 条第 2 項に基づき、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表に関する事項を取りまとめたものである。

2. 発表対象の社債及び取引

発表対象の社債及び取引は、規則第 11 条の 2 に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。

（1）発表対象の社債

発表対象の社債は、次のいずれかに該当する（以下「発表基準」という。）ものとする。
ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。

- ① 当該社債の銘柄格付が AA 格相当以上であるもの
- ② 当該社債の銘柄格付が A 格相当（A マイナス相当を除く。）で、発行額が 500 億円以上であるもの（劣後特約付きのもの及び残存年数が 20 年以上のものを除く。）

（注 1）「銘柄格付」とは、信用格付業者（金融商品取引法第 2 条第 36 項に定義する信用格付業者をいう。以下同じ。）のうち、本協会が指定する者から取得した格付（非依頼格付（格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行うものをいう。）を除く。以下同じ）をいう。

（注 2）「AA 格相当以上」とは、AA 格相当以上の銘柄格付を一以上取得していることをいう。

（注 3）「A 格相当（A マイナス相当を除く.）」とは、取得した銘柄格付のうち最も高い

格付が「Aプラス」、「A1」、「Aフラット」又は「A2」のいずれかであることをいう。

(2) 発表対象の取引

発表対象の取引は、取引数量が額面1億円以上の取引とする。

3. 発表事項

社債の取引情報の発表事項は、次に掲げるものとする。

①約定年月日

②銘柄コード 証券コード協議会が付番する8桁の銘柄コードの冒頭に「0」を加えた9桁のコードとする。

③銘柄名

④償還期日

⑤利率

⑥取引数量 「5億円以上」又は「5億円未満」の別とする。
(額面金額ベース)

⑦約定単価 額面100円あたりの約定価格とする。

⑧売買の別

⑨売買参考統計値 当該社債について規則第3条第1項に規定する売買参考統計値が発表されている場合、社債の取引の約定年月日と同日(約定年月日が休業日の場合はその翌営業日)の売買参考統計値(売買参考統計値の発表日付は約定日の翌営業日の日付)の平均値を参考情報として発表する。
(平均値)

4. 発表方法等

社債の取引情報は、本協会ホームページにより発表する。データ形式はCSV及びEXCELの2種類とする。(別紙1参照)

5. 発表時間

本協会は、原則として、毎営業日、午前9時を目途に社債の取引情報を発表する。

6. 当日分として発表する取引

規則第11条の2の規定に基づき当日の前営業日に会員から報告を受けた又は(株)証券保管振替機構から受領した取引を、当日分として発表する。(別紙2参照)

7. 発表対象銘柄の更新

発表対象銘柄の更新は日次で行い、毎営業日、当日の発表対象銘柄の一覧を本協会ホームページにより発表する。

(注1) 新規発行銘柄が発行日の8営業日後の日において発表基準に該当する場合、発行日の10営業日後の日(発行日の9営業日後の日に報告された取引)から発表対象銘柄に追加(取引情報の発表を開始)する。

(注2) 当月中に償還される社債は、当月の第一営業日以降の発表対象銘柄から除外する。

(注3) 発表対象銘柄に該当しない銘柄が格上げにより発表基準に該当する場合、発表基準に該当したことを午後4時30分までに本協会が確認した場合には当該確認日の2営業日後の日(当該確認日の翌営業日に報告された取引)から、午後4時30分より後に本協会が確認した場合には当該確認日の3営業日後の日(当該確認日の2営業日後の日に報告された取引)から発表対象銘柄に追加(取引情報の発表を開始)する。

(注4) 発表対象銘柄に該当しない銘柄(銘柄格付がA格相当(Aマイナス相当を除く。)かつ発行額が500億円以上で、劣後特約付きでないもの)が残存年数20年未満となったことにより発表基準に該当する場合、残存年数が20年未満となった日の2営業日後の日(残存年数が20年未満となった日の翌営業日に報告された取引)から発表対象銘柄に追加(取引情報の発表を開始)する。

8. 発表停止の取扱い

(1) 発表停止措置

発表基準を満たす社債であっても、「(2) 発表停止基準」に該当する場合又は「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、当該社債の取引情報の発表を停止する。

(2) 発表停止基準

「当該社債の連続する2営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の当該2営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった社債を発表停止の対象とする。

(注1) 「売買参考統計値」は複利利回りの平均値(ただし、複利利回りを算出する際に用いる単価は小数点第3位までの数値(小数点第4位以下を切り捨てた数値)とする。)とする。以下同じ。

(注2) 「参照国債」とは、発表停止基準又は発表停止の解除基準の算定に際し、当該社債が参照する国債(売買参考統計値発表銘柄で、かつ、参照国債の設定時において既に発行されている銘柄をいう)をいい、原則として、当該国債の売買参考統計値の最終発表日が当該社債の売買参考統計値の最終発表日より遅く、当該社債の償還日に最も償還日が近い国債(当該国債が複数ある場合は当該社債の発行日に発行日が最も近い国債とする。)とする。以下同じ。

ただし、当該国債の利回りが他の償還日の近い国債の利回りと大きく異なる場合には、当該国債以外の国債を参照国債とすることができる。

なお、変動利付社債及びゼロクーポン社債については、参照国債は設定しない。

(注3) 「一定以上」の数値は本協会が別に定めることとし、マーケットの状況に鑑み、必要に応じて、見直しの検討を行うものとする。「9. 発表停止の解除」の「一

定以上」の数値において同じ。

【発表停止基準の算定式】

$$(A - B) - (a - b) \geq X$$

A：当該社債の当日の売買参考統計値

B：当該社債の前営業日の売買参考統計値

a：参照国債の当日の売買参考統計値

b：参照国債の前営業日の売買参考統計値

X：一定の数値

(3) 申請に基づく発表停止

本協会は、発表停止基準に該当しないものの発表停止が真に必要であると認められる社債について、会員による発表停止の申請に基づく審査を経て、発表停止の決定を行うものとする。

発表停止の申請及び決定等の手続きは、次のとおりとする。

- ① 会員は、個別の社債につき、発表停止が真に必要であると考え理由及びその根拠となる資料を提出して、本協会に発表停止を申請する。
- ② 本協会は、会員から提出された資料等に基づき発表停止が真に必要であるか否かについて審査し、発表停止が真に必要であると認めた場合には発表停止の決定を行う。
- ③ 申請に基づく発表停止の決定を行った場合には、発表停止の決定を行った旨及び当該決定の理由等について、本協会ホームページにより発表する。
- ④ 本協会の審査に基づく決定及びその理由については、発表停止の認否にかかわらず公社債分科会に事後報告する。

(注) 本協会は、申請に基づく発表停止の審査事項の例示等について取りまとめた資料を作成し、本協会ホームページにより発表する。

(4) 発表停止の時期及び発表方法

① 取引情報を発表中の社債

「(2) 発表停止基準」に該当した社債については、発表停止基準に該当した日（以下「停止基準該当日」という。）の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止する。

「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った社債については、発表停止の決定を行った日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止する。

② 新たに発表対象銘柄となる社債

新たに発表対象銘柄となる社債について、取引情報の発表が開始される日（以下「発表開始予定日」という。）の前営業日に「(2) 発表停止基準」に該当した場合又は「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、発表開始予定日から

の取引情報の発表を停止する。

③ 発表停止の発表方法

発表停止については、本協会ホームページにより発表する。

9. 発表停止の解除

「8. 発表停止の取扱い」により取引情報の発表を停止した社債について、発表停止日の20営業日後の日（以下「発表再開予定日」という。）から、発表停止を解除し発表を再開する。

ただし、「発表再開判定日（発表再開予定日の前営業日）における当該社債の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」と「発表再開判定日における参照国債の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上である場合は、発表停止を継続し発表は再開しない。

（注）発表停止を継続した場合、発表停止の解除を当初の発表再開予定日から更に20営業日後の日に繰り越し、繰越し後の発表再開予定日の前営業日に改めて発表停止の解除について判定する。

【発表停止継続の算定式】

$$(C - B) - (c - b) \geq Y$$

B：当該社債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

C：当該社債の発表再開判定日の売買参考統計値

b：参照国債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

c：参照国債の発表再開判定日の売買参考統計値

Y：一定の数値

10. 発表中止の取扱い

（1）発表中止基準

発表基準を満たさなくなった社債は、取引情報の発表を中止する。

（注）取引情報の発表を中止した社債は、翌営業日以降の発表対象銘柄の更新において、再度、発表基準を満たしている場合に限り発表対象銘柄となる（発表中止については、解除の制度はない。）。

（2）発表中止の時期及び発表方法

① 取引情報を発表中の社債

発表中止基準に該当したことを午後4時30分までに本協会が確認した社債について、当該確認日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を中止する。

（注）午後4時30分より後に発表中止基準に該当したことを確認した社債については、当該確認日の翌々営業日から発表を中止する。

② 新たに発表対象銘柄となる社債

新たに発表対象銘柄となる社債について、発表開始予定日の前営業日の午後4時30分までに発表中止基準に該当したことを本協会が確認した場合には、発表開始予定日からの取引情報の発表を中止する。

(注) 発表開始予定日の前営業日午後4時30分より後に発表中止基準に該当したことを確認した社債については、発表開始予定日の翌営業日から発表を中止する。

③ 発表中止の発表方法

発表中止については、本協会ホームページにより発表する。

11. 訂正の取扱い

社債の取引情報の訂正については、次に定めるところによる。

(1) 本協会におけるシステム上の不具合等により誤った取引情報が発表された場合又は会員若しくは㈱証券保管振替機構におけるシステム障害等により本来の報告日から遅れて報告された場合

速やかに訂正後の社債の取引情報及び正誤表を本協会ホームページで発表する。

この場合、訂正に係る社債の取引情報について、本来の報告日が判別できる場合には当該報告日の翌営業日を発表日として社債の取引情報を訂正するものとし、本来の報告日が判別できない場合には、訂正に係る社債の取引情報の約定日の翌営業日を発表日として社債の取引情報を訂正する。

(2) 会員から報告を受けた取引情報について事後訂正の報告があった場合

社債の取引情報の訂正は行わない。ただし、発表後1年が経過していない社債の取引情報については、原則として、事後訂正があった都度、速やかに会員から再び報告された社債の取引情報と既に発表している社債の取引情報との比較表を作成のうえ、参考情報として本協会ホームページ上で発表する。

12. 流動性に与える影響等の検証

本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととする。

以 上

付 則

この「社債の取引情報の発表に関する取扱い」は、平成 26 年 3 月 18 日付「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第 11 条の 3 の改正の施行日から施行する。

付 則

この改正は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

付 則

この改正は、平成 29 年 3 月 15 日から施行する。

付 則

この改正は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同日付けの約定分に係る発表から適用する。

付 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、同日付けの発表から適用する。

付 則

この改正は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は、令和 6 年 2 月 1 日から施行し、同日付けの発表から適用する。ただし、2. (1) (注 1) から (注 3) までの改正は、令和 5 年 10 月 2 日から施行し、同日付けの発表から適用する。

【別紙 1】

社債の取引情報の発表形式

社債の取引情報								
○ 20XX年11月8日発表分								
約定年月日：20XX年11月6日								
銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注1	取引数量（額面金額ベース）5億円以上	取引数量（額面金額ベース）5億円未満	約定単価（円）	【参考】売買参考統計値（平均値） 注2
09044XXXX	〇〇〇道路44	20XX/12/20	1.XXX	売り		*	103.983	104.1
00088XXXX	〇〇旅客鉄道 88	20XX/04/13	0.XXX	買い		*	99.978	99.96
00430XXXX	〇〇電力 430	20XX/02/23	1.XX	買い	*		105.041	104.86
00430XXXX	〇〇電力 430	20XX/02/23	1.XX	売り		*	104.813	104.86
注1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。 注2 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。								
約定年月日：20XX年11月7日								
銘柄コード	銘柄名	償還日	利率	売買の別 注1	取引数量（額面金額ベース）5億円以上	取引数量（額面金額ベース）5億円未満	約定単価（円）	【参考】売買参考統計値（平均値） 注2
09044XXXX	〇〇〇道路44	20XX/12/20	1.XXX	売り		*	103.774	103.9
00024XXXX	〇〇ハウス 24	20XX/07/20	0.XX	買い		*	99.83	99.37
00015XXXX	〇〇グループHD 15	20XX/06/13	0.XXX	売り	*		100.139	100.14
00008XXXX	〇〇銀行劣 8	20XX/02/23	1.XXX	買い		*	100.442	100.43
00008XXXX	〇〇銀行劣 8	20XX/02/23	1.XXX	売り		*	100.428	100.43
00008XXXX	〇〇銀行劣 8	20XX/02/23	1.XXX	売り		*	100.428	100.43
00002XXXX	〇〇〇〇日本劣 2	20XX/08/08	*	買い		*	99.572	99.56
00002XXXX	〇〇〇〇日本劣 2	20XX/08/08	*	売り		*	99.44	99.56
注1 売買の別は、当該取引の報告を行った会員の取引相手方からみた「売り」又は「買い」である。 注2 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後3時現在における額面5億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。								

（注1）同一銘柄の取引については、約定単価の高いものから上に表示する。

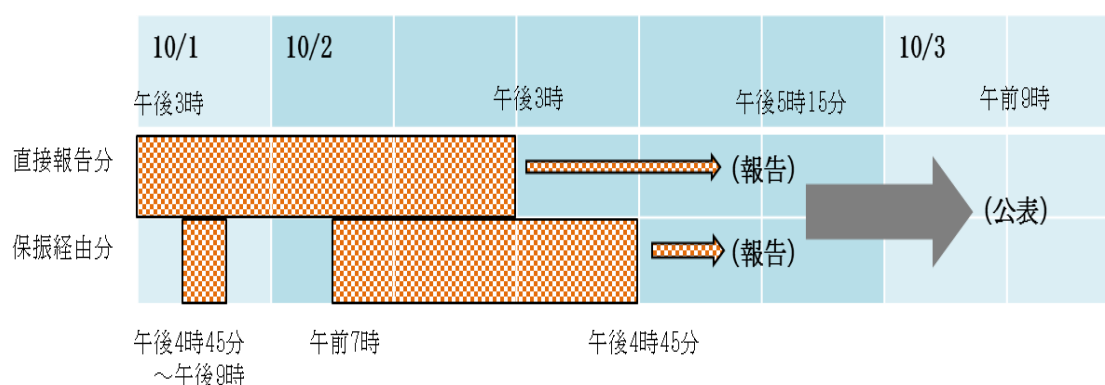
（注2）同一価格で複数の取引がある場合、行数を分けて表示する。

（注3）例えば、約定日 20XX 年 11 月 7 日における売買参考統計値は 20XX 年 11 月 7 日（売買参考統計値の発表日付は 20XX 年 11 月 8 日）を表示する。

【別紙 2】

当日分として発表する取引（具体例）

○20XX 年 10 月 3 日発表分



- ① 本協会は、10月2日の午後5時15分までに、会員から当日の社債の取引の情報の報告を受ける^(注1)。また、(株)証券保管振替機構から当日の社債の取引の情報を受領する^(注2)。

(注1) 当日の社債の取引とは、10月1日の午後3時から10月2日の午後3時までにシステムにおいて処理（又は承認）された取引をいう。以下、会員から報告を受ける情報を「直接報告分」という。

(注2) 当日の社債の取引とは、10月1日の午後4時45分から10月2日の午後4時45分までに、会員が約定照合のための情報（決済照合システムにおける売買報告データ）を(株)証券保管振替機構の決済照合システムに送信した取引をいう。以下、(株)証券保管振替機構から受領する情報を「保振経由分」という。なお、上図は、決済照合システムの稼働時間を考慮した時間となっている。

- ② 10月2日の午後5時15分までに報告のあった取引（直接報告分及び保振経由分）の情報を10月3日の午前9時に発表する。
- ③ 10月2日に約定した取引のうち、当日報告分以外（直接報告分は10月2日午後3時以降にシステムにおいて処理（又は承認）された取引、保振経由分は10月2日午後4時45分から午後9時までに決済照合システムに送信された取引）は、10月3日の報告分となり、10月4日の午前9時に発表する。

以 上

社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ委員名簿

2024 年 12月
日本証券業協会

主 査	野 村 修 也	(中 央 大 学 法 科 大 学 院	教 授)
委 員	赤 城 大	(B o f A 証 券	ク レ ジ ャ ッ ト ・ ト レ ー デ ィ ン グ 部 長)
〃	阿 部 純 理	(三 菱 U F J モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券	市 場 企 画 部 部 長 代 理)
〃	上 田 洋 一 郎	(明 治 安 田 生 命 保 険	債 券 投 資 部) 国 内 債 券 投 資 グ ル ー プ マ ネ ー ジ ャ ー
〃	大 久 保 喬	(日 本 相 互 証 券	経 営 企 画 部 部 長)
〃	片 桐 清 志	(み ず ほ 証 券	グ ロ ー バ ル マ ー ケ ッ ツ 部 門 市 場 ・ 商 品 プ ロ セ ス コ ン ト ロ ー ル 部) ヴ ァ イ ス プ レ ジ デ ン ト
〃	楠 元 新 一	(E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人	金 融 事 業 部 パ ー ト ナ ー)
〃	栗 原 啓	(デ ロ イ ト ト ー マ ッ リ ス ク ア ド バ イ ザ リ ー 合 同 会 社	デ ィ レ ク タ ー)
〃	高 橋 順 一	(S M B C 日 興 証 券	グ ロ ー バ ル ・ マ ー ケ ッ ツ 企 画 部 担 当 部 長)
〃	Duane Robinson	(ゴ ー ル ド マ ン ・ サ ッ ク ス 証 券	証 券 部 門 債 券 為 替 コ モ デ ィ テ ィ グ ル ー プ ク レ ジ ャ ッ ト ・ ト レ ー デ ィ ン グ 部) マ ネ ー ジ ン グ ・ ダ イ レ ク タ ー
〃	徳 島 勝 幸	(ニ ッ セ イ 基 礎 研 究 所	取 締 役 金 融 研 究 部 研 究 理 事)
〃	鳥 毛 拓 馬	(大 和 総 研	金 融 調 査 部 部 長)
〃	橋 本 茂	(野 村 證 券	グ ロ ー バ ル ・ マ ー ケ ッ ツ 企 画 部) エ グ ゼ ク テ ィ ブ ・ デ ィ レ ク タ ー
〃	羽 原 健 一	(三 井 住 友 信 託 銀 行	資 産 管 理 企 画 部 主 任 調 査 役)
〃	浜 田 健 太 郎	(三 菱 商 事	財 務 部 資 金 チ ー ム リ ー ダ ー)
〃	福 田 拓 馬	(大 和 ア セ ッ ト マ ネ ジ メ ン ト	債 券 運 用 部) シ ニ ア ・ フ ァ ン ド マ ネ ー ジ ャ ー
〃	松 下 伸 治	(大 和 証 券	グ ロ ー バ ル ・ マ ー ケ ッ ツ ・ オ ペ レ ー シ ョ ン 部) 担 当 部 長
〃	美 川 卓 也	(三 井 住 友 銀 行	市 場 営 業 統 括 部 上 席 推 進 役)
〃	和 田 康	(東 海 東 京 証 券	債 券 部 副 部 長)
オブザーバー	高 田 明 典	(証 券 保 管 振 替 機 構	振 替 業 務 部 調 査 役)
〃	丹 野 慎 太 郎	(金 融 庁	監 督 局 証 券 課 証 券 監 督 専 門 官)
〃	富 永 三 友 紀	(金 融 庁	企 画 市 場 局 市 場 課 課 長 補 佐)
〃	入 場 裕 明	(日 本 銀 行	金 融 市 場 局 ・ 企 画 役)

以上23名 (敬称略・五十音順)